予算決算常任委員会　摘　録

１．開　催　日　　令和４年３月17日（木）　　議場

２．出 席 委 員　　五島誠委員長　谷口隆明副委員長　赤木忠徳　林高正　横路政之　宇江田豊彦　坂本義明　堀井秀昭　福山権二　徳永泰臣　政野太　桂藤和夫　藤木百合子　藤原洋二　吉川遂也　國利知史　松本みのり　前田智永　坪田朋人

３．欠 席 委 員　　なし

４．事務局職員　　花田譲二議会事務局長　俵啓介議会事務局議事調査係長　山﨑啓介議会事務局主任

５．説　明　員　　加藤孝総務部長　森岡浩生活福祉部長　加藤武徳企画振興部長　伊本浩之環境建設部長　岡本貢総務課長　荘川隆則行政管理課長　中原博明財政課長　定光浩二管財課長　伊吹美智子税務課長　伊吹美智子収納課長　島田虎往危機管理課長　酒井繁輝社会福祉課長　下森一克高齢者福祉課長　加藤智恵子高齢者福祉課主幹　近藤淳児童福祉課長　毛利久子市民生活課長　伊吹譲基保健医療課長　東健治企画課長　足羽幸宏いちばんづくり課長　中村雅文自治定住課長　黒木和彦農業振興課長　掛札靖彦林業振興課長　山根啓荘商工観光課長　石原博行建設課長　杉谷美和紀建設課主幹　久保隆治都市整備課長　天野武美地籍用地課長　田邊徹下水道課長　森繁光晴比和支所長　清水勇人総領支所長　六原善博東城支所市民生活室長　石原豊年高野支所地域振興室長　小田雅平比和支所地域振興室長　佐々木敏也総領支所地域振興室長　高浦光司管財課管財係長　中間貴也保健医療課医療予防係長　兒櫻由美子保健医療課国保年金係長　田部伸宏企画課企画調整係長　佐々木明信建設課管理係長　平岡靖之建設課土木係長　竹嶋誠建設課農林整備係長　野﨑義雄地籍用地課地籍用地係長　松永智子下水道課管理係長　清水龍次下水道課下水道係長　平岡洋介財政課財政係主任主事

片山祐子教育部長　亀山慎也教育総務課長　東直美教育指導課長　今西隆行生涯学習課長　関浩樹教育総務課学校管理係長　八谷美幸生涯学習課生涯学習係長

伊藤秀生選挙管理委員会事務局長

黒木和彦農業委員会事務局長

伊藤秀生監査委員事務局長

伊本浩之水道局長　田邊徹水道課長　迫慎一水道課管理係長

惠木啓介西城市民病院事務長

６．委員外議員　　なし

７．傍　聴　者　　２名（うち議員　近藤久子議長）

８．会議に付した事件

１．付託議案

議案第72号　令和３年度庄原市一般会計補正予算（第12号）

議案第73号　令和３年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第１号）

議案第74号　令和３年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第１号）

議案第75号　令和３年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第１号）

議案第76号　令和３年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

議案第77号　令和３年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第１号）
議案第78号　令和３年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第79号　令和３年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第３号）
議案第80号　令和３年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第２号）
議案第81号　令和３年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）
議案第82号　令和３年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第１号）
議案第83号　令和３年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）
議案第84号　令和３年度庄原市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第85号　令和３年度庄原市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第86号　令和３年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）
議案第87号　令和３年度庄原市比和財産区特別会計補正予算（第１号）

－－－

年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第１号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたします。日程については、配付資料のとおり予定をいたしております。議案第72号、令和３年度庄原市一般会計補正予算、第12号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○加藤孝総務部長　　昨日の本会議で上程をさせていただきました、16会計の補正予算案について御審議をいただきます。まず最初に、財政課から総括説明をし、その後、各部各課からの説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○五島誠委員長　　財政課長。

○中原博明財政課長　　それでは、議案第72号、令和３年度庄原市一般会計補正予算、第12号についての、まずは総括説明をさせていただきます。まず、補正額とすれば、6.4 億円の増と、先ほど調べました、これは平成 25 年度以来の増額、この時期としては珍しい増額補正とさせていただいております。まず、主な補正でございますが、まずは職員人件費を初め、各種事業の精算及び決算見込みによる減額補正が約5.6億円あります。また、増額補正として大きく４点ございます。１点目につきましては、国の第１次補正に伴う、保育士等の処遇改善、また、地籍調査事業の前倒しによる追加、これが1.9億円、２点目は除雪費の追加でございます。２月までの実績と今後の見込みなどを踏まえまして、８款、土木費全体で約3.5億円の増と。３点目は、令和３年災の農地農業用施設災害復旧事業の割当内示等の増額に伴い、11款全体で約4.9億の増と。増額の最後でございますが、５点目、これは財政調整基金への積立を 1.7 億円しております。以上、増額要因は、約 12 億円ということで、差額 6.4 億円の増額となっております。続きまして、各課より説明を行いますが、説明につきましては、別添３月補正に係る説明項目一覧の順に説明をしてまいります。また本日は、繰越明許及び災害復旧に係る資料をあわせて添付をしておりますので、該当箇所において説明をさせていただきます。それではまず、財政課、部が所管いたします歳入歳出の補正の内容について、御説明をいたします。一般会計補正予算のページで申し上げますと、16、17ページをお願いいたします。５款、１項、１目、株式等譲渡所得割交付金から、18ページ、19ページの中段、11款、１項、１目の地方交付税まで、それぞれ増額、または、減額と決算見込みにより補正をお願いするものでございます。この中で18、19ページの地方交付税につきましては、３億6,264万5,000円の増額ということで昨年末に国より追加交付のあったものについて、増額補正をさせていただくものでございます。なお、これとこの増額分は、約半分の1.8億円につきましては、実質的な普通交付税でございます。臨時財政対策債、ページで申し上げますと、38、39ページになりますが、22款、１項、11目の臨時財政対策債１億8,000万円減額としております。ここで今回の普通交付税の追加の半分については、相殺という形での措置をとらせていただいております。財政課、最後でございます。歳出の 100 ページ、101 ページをお願いいたします。13款、諸支出金、１項、基金費の１目、財政調整基金の積立でございますが、ごらんのとおり、財政調整基金の積立を１億7,111万7,000円計上しております。なお、今回の積立後の３年度末の残高見込みにつきましては約 38 億円になる見込みでございます。財政課からの説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○岡本貢総務課長　　総務課でございます。一般会計補正予算書の 40 ページ、41 ページをお願いいたします。下段になります、２款、１項、１目の 03、総務一般管理事業について、主な減額の理由を御説明いたします。01、報酬 539 万 7,000 円の減額につきましては、パートタイム会計年度任用職員に関しまして、公用車運転管理業務の職員が確保に至らなかったことと、障害者雇用の関係で計上いたしておりました５名分の予算のうち、２名分について、雇用率の達成により不要となったものでございます。次に、02、給料 321 万 2,000 円の減額につきましては、フルタイムの会計年度任用職員に関し、雇用実績により不用額を減額するものでございます。職員手当についても同様でございます。次に、07、報償費 113 万 5,000 円の減額につきましては、市制施行 15 周年にかわる事業に要する予算を確保いたしておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況によりまして、未実施としたため、関係予算が不用額となったものでございます。次に、08、旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、特別職、一般職ともに、会議や出張が大幅に減ったことによりまして、出張旅費について、158 万 3,000 円を減額するものでございます。加えて、同様の理由によりまして、11 の役務費では、高速バスの回数券の購入費用を、それから 13 の使用料及び賃借料のうち、有料道路等使用料についても減額をいたしております。最後に、今年度導入を予定しておりましたタブレット端末について、半導体不足の影響によりまして、年度内の確保が困難になったことから、通信運搬費、手数料、借上料、その他使用料及び賃借料から関係予算合計 263 万 2,000 円を減額するものでございます。以上の理由により、事業全体では合計 1,903 万 6,000 円を減額補正するものでございます。続きまして、同じく一般会計補正予算書では、６ページの第２表、繰越明許費補正、１、追加の表中、２款、１項、総務一般管理事業でございますが、資料では、別紙の資料として資料１、繰越明許費補正事業一覧をおつけいたしております。こちらの 22 万円につきましては、定住促進住宅の賃貸借契約終了に伴う相手方との示談交渉について、年度内での終了が見込めないことから、交渉代理人業務契約に基づく委託料を次年度に繰り越そうとするものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑ありませんか。政野委員。

○政野太委員　　43 ページにありますけれども、職員研修事業が 410 万円のマイナスということで、計上されておりますけれども、コロナ禍で研修がなかなか行けなかったという現状があるのでしょうけれども、それにかわる、代替の職員研修はどのような形で行われたのか、お聞かせいただければと思います。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　ただいまありました職員研修事業については、410 万 8,000 円という大幅な減額をいたしておりますが、当初予定しておりました研修のうち、広島県総合研修センターと連携をして行う部分について、予算組みとしては、研修センターに出向いた出張の形での予算組みをしておりましたが、初任研修を初めとした課程研修、特別研修について、全てオンラインでの研修ということにかわりまして、費用の発生が生じなくなったということでございます。研修計画としては、計画どおり必要な研修については受講いたしておりまして、受講件数自体は大幅な減少にはなっていないという状況でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　41ページの説明の中で、障害者雇用の件があったと思うのですが、５人計画を立てて２人ということでしたが、例年そのような計画でやっておられるのかということと、今、実際、雇用の状態がどうなっているのかということをあらかたでいいので教えてください。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　障害者雇用につきましては、令和２年度の時点で、法定雇用率である職員総数に対する 2.5%を満たしていなかったということと、該当の職員の退職が見込まれるということで、年度当初において、公益会計年度任用職員での５名を想定して雇用の計画をしたところでございます。その後、令和３年度になりまして、法定雇用率が 2.6%に引き上げとなる中で、そのほか職員採用でも障害者雇用を行う中で、加えてパートタイム会計年度任用職員の確保によって、雇用率の達成に努めたところでございます。募集を行いまして、３名の方について、障害を有するパートタイム会計任用職員を雇用し、結果として雇用率の達成に至っております。現在、この 2.6%を満たすための必要な障害者に係る実雇用人数というのが15人というところでございます。この15人というのは、重度の方については、ダブルカウントというか、２名分にカウントする、３級以下の方については１名にカウントするということでの合計の15人ということで、現在は満たしているという状況でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。管財課長。

○定光浩二管財課長　　続きまして、管財課に係ります補正予算の説明を行います。補正予算書の34ページ35ページをお開きください。歳入でございますが、21款、５項、５目、６節、各種保険金のうち、20、災害共済金１億2,774万3,000円の増額につきましては、平成30年７月豪雨により被災しました、東城クリーンセンター災害復旧事業に対する建物総合損害共済災害共済金でございます。次に、46ページ、47ページをお開きください。歳出でございます。２款、１項、10目、情報推進費の01、行政情報処理事業につきましては、委託料として、行政手続のオンライン化を図るためのネットワークの整備、既存システムの改修等に伴う経費、1,196万6,000円の増額。備品購入費として、行政情報端末等の購入における不用額107万4,000円の減額など、合計1,054万2,000円を計上しております。行政手続のオンライン化につきましては、国の自治体ＤＸ推進計画において、令和４年度末までに原則全自治体において、特に国民の利便性向上に資する手続とされました、子育て関係、介護関係、20 手続のオンライン化及びマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化を図ろうとするもので、いずれもマイナンバーカードを持ち得たオンライン手続が可能となるものでございます。財源につきましては、国庫支出金としまして、昨年12月可決の国の令和３年度補正予算に計上されました、転入転出のワンストップ化に対する補助率10分の10の社会保障税番号制度システム整備費補助金434万7,000円のほか、その他財源として、26手続のオンライン化に対する補助率２分の１のデジタル基盤改革支援補助金308万9,000円を計上しております。次に、繰越明許費について説明いたします。補正予算書では６ページ、配付資料１、令和３年度３月補正予算繰越明許費補正事業一覧をごらんいただければと思います。２款、１項の２行目でございます。住民告知放送事業は、今年度実施しておりますＩＰ告知放送システム更新工事におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による電子機器部品供給状況の悪化により、年度内の完了が困難な状況となり、繰越をお願いするもので、繰越限度額として、契約額の１億4,850万円を計上しております。完了につきましては、令和４年９

月末の予定でございます。続いて、４行目、行政情報処理事業は、国の補正予算に伴うもので、先ほど説明をいたしました、子育て関係、介護関係、26 手続のオンライン化、及び、転入転出手続のワンストップ化を図るための整備改修に係る業務の完了が令和５年３月末の見込みとなることから繰越をお願いするもので、繰越限度額として 1,196 万 6,000 円を計上しております。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。横路委員。

○横路政之委員　　ＩＰ告知放送システム更新工事はどういうことなのですか。少し詳しく。金額が１億 4,800 万円ですか。多額なのですけれども、教えてください。

○五島誠委員長　　答弁。管財課長。

○定光浩二管財課長　　住民告知システム機器の更新の工事ということで、市に備えております告知放送システムのサーバーの更新に係るもので、保守期限を迎えているということで、機器の更新を図るというものでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。横路委員。

○横路政之委員　　何年かに１度は、こういった額が必ずかかってくるという構造になっているのでしょうか。

○五島誠委員長　　答弁。管財課長。

○定光浩二管財課長　　御質問にお答えいたします。そういったサーバー機器等の更新につきましては、大体７年を目安に更新時期を迎えるということで、その時期を迎えたということでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長　　47 ページの行政情報処理事業で業務委託されますが、委託先については説明ありましたか。お聞きしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。管財課長。

○定光浩二管財課長　　委託先につきましては、現在、市役所のそういった業務のシステムを導入しております日立情報システムと契約する予定としております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　税務課が所管いたします補正予算につきまして、御説明申し上げます。補正予算書 16、17 ページをお願いいたします。市税に係る補正予算の主な内容でございます。１款、１項、市民税、１目、個人、１節、現年課税分の所得割を 3,000 万円増額し、補正後の市民税額を 14 億 4,634 万円とするものでございます。増額の主な要因は、退職所得や山林所得など、分離譲渡所得の増によるものでございます。続きまして、２項、１目、固定資産税は、１節、現年課税分の償却資産分を 1,250 万円、２節、滞納繰越分を 3,270 万円増額し、補正後の固定資産税額を 19 億 559 万 6,000 円とするものでございます。償却資産の増の主な要因は、大臣配分の増によるものでございます。滞納繰越分につきましては、令和２年度において、徴収猶予の特例を受け、納期限が１年延長された固定資産税のうち９割近くが令和３年度納付となったことによるものでございます。市税全体では、6,400 万円増額するものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　滞納の件なのですが、どの程度、今、回収できているのか。滞納の金額的なものは、この数字で見てもいいのかどうか。

○五島誠委員長　　答弁。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　徴収猶予を行った収納率でございますが、２件程度、まだ納付がお済みでない方もいらっしゃいますが、９割以上の方が納付期限のとおり納付されておられます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　９割以上というのが 90 から 99 まであるのだけれど、どのぐらいですか。

○五島誠委員長　　答弁、できますか。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　収納率は97%でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○島田虎往危機管理課長　　危機管理課所管の補正予算につきまして、御説明申し上げます。補正予算書 88、89 ページをお開きください。第９款、消防費、第１項、消防費、第１目、常備消防費、01 の消防組合事業につきましては、備北地区消防組合への負担金 1,711 万 4,000 円を減額するものでございます。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う各種手当等の減による職員人件費の減額を初め、業務委託や修繕の不用額などによる減額によるものでございます。続きまして、第９款、第１項、第２目、非常備消防費、01 の非常備消防事業につきましては、庄原市消防団の活動に要する経費でございますが、総額で 1,162 万 1,000 円を減額するものでございます。減額の主なものは、消防団へ配備するデジタル簡易無線 180 台の入札に伴う備品購入費 696 万 8,000 円の減を初め、退職消防団員へ支払います退職報償金の減等に伴う報償費 320 万円の減、また、令和４年の消防出初式を中止したことに伴う、バスの借上料 70 万 5,000 円の減などによるものでございます。なお、歳入の国庫支出金の減額は、消防デジタル無線導入に対する国の消防団設備整備費補助金の減額、その他財源の減額は、消防団員等公務災害補償等基金、共済基金からの退職報償金の減額でございます。続きまして、繰越明許費でございます。補正予算書は、６ページ最下段、配付資料１で御説明させていただきます。１ページの最下段になりますが、第９款、第１項、消防施設整備事業、小型動力ポンプ付消防積載車の更新 3,277 万 8,000 円は、令和３年度で更新を予定しておりました、西城、高野、比和の各方面隊の消防積載車各１台、合計３台につきまして、ベースとなる車両のモデルチェンジ及び新型コロナ感染症の影響によりまして、同車両の確保に時間を要したことから、年度内での納車が困難となったことによるもので、必要経費を含めまして、繰越をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○伊吹美智子税務課長　　説明をさせていただいた収納率でございますが、固定資産税につきましては 100%、既に納入をいただいております。他の市民税におきまして、まだ未納が残っている状態でござ

います。答弁を修正させていただきます。

○五島誠委員長　　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○森岡浩生活福祉部長　　生活福祉部が所管をいたします補正予算案について説明をさせていただきます。事業の詳細につきましては、担当の課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○五島誠委員長　　社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長　　それでは、社会福祉課所管について御説明いたします。56、57ページをお開きください。３款、１項、社会福祉費のうち社会福祉課所管のものについて、３目、障害者福祉費、02、自立支援事業、19 節、扶助費は、今年度の障害福祉サービス費等の執行見込みに基づき、8,096万8,000円を追加計上するものでございます。障害福祉サービスの内訳として、主なものは、生活介護、共同生活援助、短期入所、障害児通所給付費、補装具の給付費などになります。いずれも利用日数や支援区分の重度化などによるサービス費の増加によるものでございます。この財源につきましては、国庫支出金の欄に事業費の増額分の４分の３に当たる3,439万9,000円を、増額計上しております。続きまして、繰越明許費をお願いします。６ページになります。３款、１項、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業です。この事業につきましては、申請受付期限が令和４年９月末日であることから、１億5,946万3,000円を追加計上しております。社会福祉課所管に係る補正予算案の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○下森一克高齢者福祉課長　　高齢者福祉課が所管いたします補正予算について、御説明を申し上げます。補正予算書の56ページ、57ページをお願いいたします。３款、１項、２目、老人福祉費でございます。57ページの表の中ほどでございます。事業番号15、高齢者等生活支援施設管理事業の業務委託料141万9,000円の増額につきましては、自宅など在宅での生活が困難な高齢者などが入居される生活支援施設のうち、指定管理で施設管理運営を行う施設の指定管理料につきまして、指定施設利用料金43万1,000円、エアコン給湯器、ガスメーター機などの更新修繕料98万8,000円、合計141万9,000円を精算見込みとして、業務委託料に追加計上するものでございます。老人福祉費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　それでは、児童福祉課所管の補正予算説明を行います。補正予算書の60、61ページをお願いいたします。３款、２項、２目の02、保育所管理運営事業でございます。１節、報酬では、06、会計年度任用職員報酬その他では、直営の保育所におきまして、早朝延長保育時のパート保育士の雇用実績見込みにより484万円の減額をするものでございます。07節、報償費、08節、旅費、

18節、負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症対策として、市内外の研修会が中止、またはリモートでの開催となりましたことにより、不要となったものでございます。10節、需用費消耗品費では、今年度の実績見込により減額するもので121万3,000円の減額でございます。12節、委託料では01、業務委託料、物件費の主な内容として、国が実施する保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分として、市内８カ所の指定管理保育所において、令和４年２月分から令和４年９月分までの賃上げに対する補助分を見込み、1,323万7,000円を増額しましたが、児童送迎車運転業務委託料におきまして、利用児童がいなかったことにより、運行取りやめにより232万1,000円。また、それぞれの指定管理保育所の指定管理料において、各保育所の児童数、保育士等の精算見込みにより、合計で2,180万4,000円を減額し、細節全体の合計では、1,088万7,000円の減額でございます。02、業務委託料、補助費等では、広域入所事業におきまして、市内住所を有する１名の児童が他市の保育所に入所し、177万6,000円を追加するものです。施設全体での合計で911万1,000円の減額でございます。14節、工事請負費では、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等の手洗いの自動水栓化に取り組み、市立保育所では、206カ所を改修しましたが、入札減により、370万円を減額するものでございます。17節、備品購入費では、同じく新型コロナウイルス感染症対策として、市立保育所分として125台の空気清浄機を購入しておりますが、入札減により113万5,000円を減額するものでございます。保育所管理運営事業全体では、2,042万4,000円の減額となっております。このことに伴います歳入でございますが、保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分に係る財源として、24、25ページ、15款、２項、２目、民生費国庫補助金の27、保育士等処遇改善臨時特例交付金でございますが、補助率10分の10で、2,255万1,000円を増額計上しております。この交付金は、後ほども保育所の形態によりまして、複数の費目で処遇改善臨時特例事業が出てまいりますけれども、これらを合計し増額計上したものでございます。続きまして、元に戻っていただき、補正予算書の62、63ページをお願いいたします。上から２段目、３款、２項、４目、01、児童措置事業でございます。児童扶養手当の実績見込みにより169万5,000円を、児童手当の実績見込により1,726万1,000円を減額するものでございます。児童措置事業全体では、1,895万6,000円の減額でございます。これに伴う財源でございますけれども、22、23ページの15款、１項、１目の民生費国庫負担金の10、児童扶養手当給付費負担金が56万4,000円の減額。16、児童手当負担金が1,603万4,000円の減額。24、25ページの16款、１項、２目の民生費負担金の12、児童手当負担金が274万円の減額となっております。続きまして、また元に戻っていただきまして、62、63ページをお願いいたします。第３款、第２項、第５目の03、放課後児童健全育成事業でございます。12節、委託料において、先ほどの保育所と同様ですが、処遇改善臨時特例事業分として、放課後児童クラブ支援員の令和４年２月から９月分までの賃上げに対する補助分を見込み411万円の増額をお願いするものでございます。14節、工事請負費では、保育所と同様に新型コロナウイルス感染症対策として放課後児童クラブの手洗いの自動水栓化に取り組み、17カ所を改修しております。これの入札減によりまして、70万円を減額するものでございます。17節、備品購入費では、同様に12台の空気清浄機を購入しておりますが、入札減により11万1,000円を減額するものでございます。放課後児童健全育成事業全体では、329万9,000円の増額をお願いするものでございます。これに伴います歳入でございますが、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業分につきましては、先ほどの保育所管理運営事業と同様の説明となりますので、省略をさせていただきます。続きまして、最下段08、地域型保育事業でございます。14節、工事請負

費では、先ほどと同様に地域型保育所の手洗いの自動水栓化に取り組み、７カ所を改修しております。これの入札減により 50 万円を減額するものでございます。18 節、負担金補助及び交付金 04 の細節、補助金、一般では、処遇改善臨時特例分として、保育士等の令和４年２月分から９月分までの賃上げに対する補助分を見込み、247 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。05、細節補助金、建設単独では、地域型保育所であるタンネ保育所において手洗いの自動水栓化に取り組みまして、５カ所を改修しておりますが、これも入札減により 10 万円を減額するものでございます。地域型保育事業全体では 187 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。歳入ですが、処遇改善臨時特例事業分につきましては同様の説明となりますので省略をさせていただきます。めくっていただきまして補正予算書の 64、65 ページをお願いいたします。最上段の 09、小奴可こども園事業でございます。18 節、負担金、補助及び交付金では、01、負担金、一般でございますが、児童数の増加及び施設給付費の中で認められる加算をとられることによりまして、精算見込みにより、施設型給付費負担金が 1,292 万円増額となったものでございます。補助金、一般では、病後児保育事業の利用者の減により、214 万 6,000 円の減額を見込み、処遇改善事業分として 194 万 7,000 円を増額したため、合計では 19 万 9,000 円の減額となっております。小奴可こども園事業全体では、1,272 万 1,000 円の増額をお願いするものでございます。このことに伴う歳入でございますが、22、23 ページ、15 款、１項、１目、民生費国庫負担金の 20、施設型給付費等負担金 600 万 7,000 円のうち、555 万 6,000 円を、24、25 ページ、16 款、１項、２目、民生費負担金の 15、施設型給付費負担金の 472 万 1,000 円のうち、450 万 5,000 円を追加計上しております。なお、処遇改善臨時特例事業分については同様に省略をさせていただきます。続きましてその下段、10、聖慈保育所事業でございます。12、委託料では、施設給付費の中で認められる加算をとられることによる精算見込みにより 72 万円の増額をお願いするものでございます。18 節、負担金、補助及び交付金、04 細節、補助金、一般では、処遇改善臨時特例事業分として 54 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。聖慈保育所事業全体では 126 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。このことに伴う歳入として、22、23 ページの 15 款、１項、１目、民生費国庫負担金の 20、施設型給付費等負担金 600 万 7,000 円のうち 45 万 1,000 円を、24、25 ページの 16 款、１項、２目、民生費負担金の 15、施設型給付費等負担金 472 万 1,000 円のうち 21 万 6,000 円を追加計上しております。処遇改善分につきまして同様に省略をさせていただきます。続きまして、繰越明許費をお願いいたします。補正予算書では６ページ、配付資料の１では１ページ目となります。６ページの第２章繰越明許費補正では、３款、２項、児童福祉費において、子育て世帯臨時特例給付事業では、３月に修正した児童の支給決定が４月にずれ込むケースがあることから、15 件分の給付費を見込み、あわせて振り込み手数料と通信運搬費を見込むものです。合計で 150 万 4,000 円を追加計上するものでございます。その下ですけれども、保育所管理運営事業から聖慈保育所事業では、今回の補正において、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例分として、令和４年２月から９月分までの賃上げをお願いしましたけれども、これの令和４年４月から９月分までは、新年度に給付することとしており、追加計上するものでございます。続きまして、債務負担行為の追加につきまして説明をいたします。８ページをお願いいたします。第３表、債務負担行為補正により、債務負担行為に追加する事項でございますけれども、表の最上段でございます。市立保育所の管理に要する経費でございます。株式会社敷信村農吉と協定する庄原市立敷信みのり保育所の管理に要する経費でございます。期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とし、限度額を協定に定める額とするも

のでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　繰越明許の表のほうがわかりやすいので、これを見ながら質問させていただきたいと思いますが、保育士等処遇改善特例事業において繰越明許が聖慈保育所事業までずっと続いておりますが、この事業において、処遇改善をされる保育士、関係者のそれぞれの人数等について、まずお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　処遇改善分の対象の人員ということでございますけれども、現在それぞれの事業者において交付申請を行っていただく準備をしていただいている最中でございます。正確な人数については、現在、把握しておりません。

○五島誠委員長　　他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　それと、２月から９月までということで、それ以降についての見通しについては、どのように考えておられるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　まず、施設給付費で行われるケースにつきましては、公定価格によりまして、その中に含まれることとされております。これでいいますと、小奴可こども園でありますとか、私立での聖慈保育所、それから地域型の保育所でありますと、これは公定価格のほうで見ていくということになります。指定管理保育所につきましては、現在、この不足改善分につきまして、どれほど増額をするのかというところで検討中でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　それともう１点、今回の処遇改善について本市の正規保育士の処遇改善も当然考えるべきではないかと思いますが、それについての取り組みはどのようにするのですか。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　市の職員のうちの保育士につきましては、総務課で検討いたしております。検討の状況ですが、保育士である市の職員の給与体系につきましては、一般事務職、その他の職種と同様に、行政職給料表を適用し、同一の運用を図っております。その中で、保育士のみについての処遇改善、賃上げを行うべきかどうかというところについては、職員全体での均衡を失するという部分もございますので、対応については見送るという判断をいたしております。加えて、今回の処遇改善につきましては、保育職場に加えて、介護職場それから看護職場についても同様の３％、１％という処遇改善も示されておりますが、市の職員であります、介護職、包括支援センターの関係、それから西城市民病院の看護師については、これらの対象外ということになっているということで、他の職種との均衡ということも考え、今回の対応を市の職員の部分については見送ったところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　他の地域において、正規職員についても対応、検討されていると思うのですね。他の市町の状況はどうなっているのですか。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　手元に、今、全ての一覧表はございませんが、対応はまちまちというところでござ

いまして、市の職員の部分についても、何らかの形で対応を検討をされたところもございますし、庄原市と同様に今回は対応を見送ったというところもあると把握しております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　本市の課題として、早期退職が目立つという傾向が出ている中で、全体的に。今回、給与改善について、とりわけ保育士、看護師等々についての検討がなされているわけですからきちんとした対応を望みたいと思います。そうしないと、人材を確保していくのが困難ではないかと思いますので、その辺の今後の検討を要するのではないかと思います。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　他市の動向も踏まえ、引き続き検討いたします。

○五島誠委員長　　他にありませんか。副委員長。

○谷口隆明副委員長　　公立の保育所の場合も処遇改善するようにという国からの通達が県を通して来ているのではないかと思いますが、それの確認と、それからもう１点は、指定管理等の処遇改善する場合の人数の基礎は、法定の人数なのか、それとも実際の人数なのか。その辺の積算根拠について確認の意味でお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。総務課長。

○岡本貢総務課長　　公立の保育所の部分についてお答えをいたします。おっしゃるように国からの通知等が来ておりますけれども、その部分については技術的助言ということで、最終的には市の判断ということでございまして、市においては、その趣旨等も踏まえつつ、町内全体の均衡という部分の中で、先ほど申し上げたような判断に至ったということでございます。

○五島誠委員長　　児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　御質問にお答えいたします。処遇改善の算出根拠ということでございますけれども、保育所の規模に応じての算出となっております。保育所の立地する地域と児童数によりまして積算をするという形になっておりまして、保育所の規模で細かく規模が分かれておりまして、児童１人当たりの単価設定されておりまして、その児童数が１年間どれだけいるのかということで全体の枠が設定をされ、それ以上の改善を行うという仕組みになっております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。副委員長。

○谷口隆明副委員長　　先ほど技術的助言と言われましたが、通常はこういう国の通達については、技術的助言ということで、すぐに対応される場合もあるし、それから今回のように技術的助言ということで、やらないという。その辺の、多くの場合は、少しちぐはぐがあるのではないかと思うのですが、その辺についてお伺いしたいのと、それから先ほど各園からの申請が出ていると言われましたが、その申請と、今、単価等があるものの整合性というか、それは結局はどうなっていくのかよくわからないのでお聞きしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。総務部長。

○加藤孝総務部長　　１点目について、私からお答えをさせていただきますが、今回のこの保育士の処遇改善、特に公立保育所の処遇改善につきましては、従来の国の人事院勧告制度を全く逸脱した通知内容となっております。これにつきましては、先ほど総務課長申し上げましたように、技術的助言ということで通知が来ておりますが、この対応につきましては各市町、今、非常に対応について検討し、悩んでいるところでございますが、先ほども総務課長申し上げましたように、本市の場合は、保育士

につきましては、福祉職の給料表ではなく、行政職一般の給料表を準用しております。そういう中で総合的に考えて、今回は処遇改善しないという見送りの判断をしたところでございますので。今まで議員がおっしゃいますように、こういう技術的指導については対応する場合が多いのではないかということでございます。確かに、そういうケースは多いですが、今回のケースにつきましては、人事院勧告制度を逸脱した国の通知ということで、非常に悩んだ上の判断ということで御理解いただきたいと思います。

○五島誠委員長　　谷口副委員長。

○谷口隆明副委員長　　市で、国の基準だと思うのですが、先ほどいろいろな単価を言われて、児童数とか規模とか、それで出された予算と、それから申請があるのは、どういう内容で申請して来られるのか。実際の保育士の数で申請されるのか、それとも市と同じような考え方で申請されるのか。その辺の整合性がどうなっているかということをお聞きしました。

○五島誠委員長　　答弁。児童福祉課長。

○近藤淳児童福祉課長　　今回補正をお願いします額につきましては、それぞれの保育所におきます上限いっぱいで予算を確保しようとしております。もともと、この処遇改善分につきましては、これを超える改善しないといけませんので、それぞれの保育所において、これ以上の改善をなされてくると考えておりますけれども、その中身につきましては、それぞれの事業所に配分を任されております。国が言います３％というのが先行しているわけですけれども、例えば、その事業所の中で、加重配分するとか、そういうことも可能となっております。例えば、若年層であれば、５％、６％つけて、上の世代でありますと、もっと低い改善率にするとか、そういうところは任されておりますので、そこは事業所の判断ということになりますので、総額におきまして、これを超えているものであれば、市で認めていくということでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員　　関連して部長答弁ございましたけれど、この議論の中心は、実際に一般質問でも、かなりの議員の皆さんが質問されましたけれど、保育所の規模とか、保育所の定員あるいはその保育士の確保については、非常に苦労していると。したがって、転入者がふえて、子供がふえても、どうするかというときに、住民要望がもう実現しないという根拠に、保育士が確保できないということが出てくるわけですよね。したがって、せっかく補正予算を組んで、低賃金でなかなか人も集まらないということについては、きちんと対応したらどうかということが出てきたと思うのですよね。したがって、処遇改善で庄原市の行政の意識性というか、要するに、周辺と比較をしてみるとか、比較するのはいいのですけれど、庄原市はこの分野について、行政としてどういう視点をもって確保していこうかと。庄原市出身の新しい保育士になろうとする人さえ、県内を比較して、地域に、地元に帰りたいけれども、待遇がよそがいいということで、保育士がこちらへ帰らないということもよく聞くわけですよ。そういう現状をきちんと考えて、住民要望も考えて、庄原市が最優先課題、人口減対策をしているときに、保育所の関係についてもどうなのだろうかというのは、まず事業課から現状を分析して、保育士が足りない、その根拠には賃金もあるだろうと。どうするのかということをきちんと考えて、財政当局とか総務課と協議されているのか。事業をやっているところの事業課が、どういう分析をして、きちんと補正予算を出さないと、今、検討しているとか、よその比較をしているとか、そういう段階ではないと思うのだが、そういう判断について、事業課からも含めて説明を願いたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。生活福祉部長。

○森岡浩生活福祉部長　　事業課として、保育士の給与水準等についてのどういった取り組みをやっているのか、どういう考えに基づいてやっているのかという趣旨の御質問だろうと思います。先ほど総務部長、総務課長から、今回の見送った経緯については、お話をしたとおりでございます。保育士については、従来より行政職と同様の賃金の位置づけでしてきておりますので、その給与水準全体が他市と比較してどうかというよりも、そういう問題もありますけれども、保育士の処遇が庁内の中で著しく劣っているとかそういう認識は持っておりません。今回の判断に加わる中で、そういった判断が下されたということでございますし、その他の私立、それから指定管理保育所については、議員おっしゃるような側面もございますので、積極的にこの制度を活用して処遇改善をし、雇用の一助になればということで、申請もお願いをしたということでございます。ですから、とりわけ市の職員の保育士に限ってどうこうということではありませんけれども、市全体の中で保育士の処遇改善が図られるようにということで努めてきているところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。総務課長。

○岡本貢総務課長　　補足をいたします。考え方の説明をいたします。まず、人材確保という部分でございます。おっしゃるとおり保育士の人材確保についても苦慮している状況がございますが、市といたしましては、保育士に限らず、他の職種、一般事務についても、人材確保については非常に全体的に苦慮している状況がございます。さらには、新型コロナウイルスへの対応、臨時的また緊急的な対応の部分については、保育士もそうですけれども、看護師、一般職、それから保健師も含めて、全部の職種がエッセンシャルワーカーとして、非常に頑張って対応している状況でございます。そのような中で、今回の処遇改善、国の方針について、職員組合とも非常に意見交換をして協議をしてまいりました。職員組合としては、保育士に限った賃上げというのは、全体のバランスから考えて要求すべきでないと判断をされておりまして、それについては、こちらも同じ考えに至り、このコロナ対策を全員が一生懸命頑張っている状況だということで、組合も要求をしないという判断の中で、市も、今回については見送ることが妥当ということの判断に至ったところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員　　余りにも思いが違うので、そういう判断を関係組合ともしたということもわかるのですが、現実の問題として、現場の実際に保育所の保育士を配置する現場から一定の判断があり、処遇改善についての一定の報告があり、それを行政全体で考えるときに、これは我慢するのだとなっているのか、それとも現場の行政全体の、財政に対する要求があって、もともとそういう要求があるけれども、財政当局なり、総務課で、それはだめだと言われているのか。総合的でしょうけれど。現場がそう言っているのに、それはできないよというのか。簡単に言うと、そこはどうなのですか。

○五島誠委員長　　答弁。総務部長。

○加藤孝総務部長　　結論から言いますと、総合的に全ての状況を把握した上での判断ということでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。市民生活課長。

○毛利久子市民生活課長　　市民生活課が所管いたします補正予算案について御説明申し上げます。補正

予算書46ページ、47ページをお願いいたします。２款、１項、13目、生活交通対策費の01、生活交通路線確保事業では、12節、委託料につきまして、市営バスや予約乗り合いタクシー等の運行委託料88万8,000円を減額するものでございます。この主な内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛から予約乗合タクシー等の運行回数が減少したことにより、210万3,000円を減額し、また、比和地域の市営バス等につきまして、道路改良工事に伴う迂回運行により走行距離が増加したことにより、93万8,000円を増額するものなどでございます。次に、48ページ、49ページをお開きください。18節、負担金、補助及び交付金では、生活交通路線維持費補助金などの精算見込みにより345万1,000円を追加するものでございます。この主な内訳といたしましては、路線バスに対する補助金であります第２種生活交通路線維持費補助金と格上げ等補助金につきまして、県から直接、バス事業者に交付する補助金が新型コロナウイルス感染症の影響を勘案した要件緩和により増額されたことなどにより、その分、市が負担する補助金が減少し計299万円の減額となりました。一方、市が運行を依頼しております廃止代替バスや、市街地循環バスに対します運行補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の減などにより、赤字額が拡大したため、計929万1,000円を追加するものでございます。また、市民タクシー運行事業補助金につきましては、外出自粛等により運行回数が減少したため、286 万円の減額となりました。事業費全体では、256 万3,000円を追加するものでございます。この財源につきましては、46ページへお戻りください。国県支出金として、県の生活交通体系再編支援事業補助金148万1,000円を追加し、その他特定財源では、市営バスの運賃収入を利用者の減少により、156万7,000円減額するものでございます。次に補正予算書66ページ、67ページをお開きください。４款、１項、６目、斎場費の01、斎場管理運営事業では、３斎場の指定管理における精算項目である光熱水費、修繕費等の追加分として100万6,000円を追加するものでございます。なお、財源につきまして、その他特定財源の斎場及び式場の使用料を決算見込みにより、計66万3,000円減額するものでございます。続いて、繰越明許補正でございます。補正予算書６ページ、資料１の１ページ、上から５行目をごらんください。２款、１項、生活路線確保事業40万7,000円は、庄原市地域公共交通会議負担金でございまして、本年度、地域公共交通会議により策定しております庄原市地域公共交通計画実施計画につきまして、自治振興区並びに事業者を対象としたグループワーク形式のヒアリングを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染対策のための会議の自粛により、ヒアリングの実施が困難となったため、令和４年４月以降で開催することとしたもので、この計画策定業務委託料に相当する市の負担金について、繰り越すものでございます。市民生活課所管の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　保健医療課が所管いたします主な補正予算について御説明します。補正予算書の58ページ、59ページをお開きください。３款、１項、３目、障害者福祉費、07、重度心身障害者医療費公費負担事業につきましては、給付見込みの減により1,417万6,000円を減額するものでございます。続いて、６目、後期高齢者医療費、01、後期高齢者医療事業につきましては、給付費見込みの減により広域連合に支払う療養給付費負担金を指示額に基づき、6,945万6,000円を減額するも

のでございます。続いて、64ページ、65ページをお願いいたします。下段の４款、１項、１目の03、医療対策事業につきましては、不採算地区病院等に関する特別交付税措置の拡充など特別交付税算定方法の改定により、庄原赤十字病院への公的医療機関整備補助金を5,449万7,000円追加計上するものでございます。めくっていただき、15、リフレッシュハウス東城管理運営事業につきましては、燃料費、修繕費などの精算に係る指定管理料の追加に要する経費として、200万4,000円を追加計上するものでございます。16、たかの温泉神之瀬の湯管理運営事業295万9,000円の指定管理料の追加計上につきましては、修繕費の精算にかかる経費として45万9,000円を、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための利用自粛等による利用料金等の減収に対する補填を行い支援するため、指定管理料の増額分として250万円を追加計上するものでございます。次に債務負担行為について御説明します。８ページをお開きください。第３表、債務負担行為の上から２番目、社会福祉法人庄原市社会福祉協議会と協定する庄原市たかの温泉神之瀬の湯の管理に要する経費として、期間を令和４年度から令和８年度、限度額を協定に定める額とするものでございます。保健医療課関係の一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。説明員交代のため少々お待ちください。

〔説明員　交代〕

○五島誠委員長　　それでは、続いて説明を求めます。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長　　企画振興部が所管をいたします３月補正予算について説明をさせていただきます。詳細につきましては、各課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　企画課長。

○東健治企画課長　　それでは、企画振興部企画課所管の令和４年３月補正予算案について御説明いたします。令和３年度一般会計補正予算書の22ページ、23ページをお開き願います。まず、歳入でございます。22ページ下段、15款、国庫支出金、２項、国庫補助金、説明欄26、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染症対応に係る国庫補助事業として、今年度に実施いたしました事業、次年度への繰越により実施いたします事業に対する補助裏分といたしまして、1,980万2,000円を計上するものでございます。続きまして、歳出でございます。令和３年度一般会計補正予算書の６ページ及び別紙資料１、令和３年度３月補正予算繰越明許費補正事業一覧１ページをお開き願います。６ページの第２表、繰越明許費補正、１、追加の表中、７款、１項、かんぽの郷施設取得等事業につきましては、桜花の郷ラ・フォーレ庄原の施設改修に係ります無線Ｗｉ－Ｆｉ整備工事及び給排設備ほか修繕工事におきまして、半導体の供給不足の影響から整備に必要な機器類、無線アクセスポイント、湯量調整水センサーの確保に不測の日数を要したことから、今年度末での工事完了が困難であることから、1,280万7,000円を令和４年度に繰越明許費として計上するものでございます。なお、繰越明許により４月１日のオープンに影響はございません。企画振興部企画課所管に係ります説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。いちばんづくり課長。

○足羽幸宏いちばんづくり課長　　続きまして、いちばんづくり課からは、企業版ふるさと納税基金費について説明をいたします。補正予算書の 100 ページ、101 ページをお開きください。最下段でございますが、13 款、１項、18 目、企業版ふるさと納税基金費でございます。24 節、積立金の 01、企業版ふるさと納税基金費につきましては、信用金庫の上部団体であります信金中央金庫が実施します企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生応援スキームＳＣＢふるさと応援団事業を実施されておりまして、本市も令和３年度に応募したところ採択されました。企業版ふるさと納税 1,000 万円を受納することとなりました。そこで企業版ふるさと納税基金へ積立て、寄附の指定事業に充当するため、積立金 1,000 万円を増額計上するものでございます。なお、ＳＣＢふるさと応援団の対象事業は、現在、東城地域で実施されております、な・み・か、ほ・ろ・か、キャッシュレス事業の児童見守りを市域全域の小学校へ拡充する予定でございます。それに必要な機器整備等を令和４年度に実施する予定となっておりまして、その事業へ充当する予定でございます。また、企業版ふるさと納税基金費の財源としまして、100 ページに記載のとおり、その他財源で、庄原市企業版ふるさと納税に信金中央金庫からの寄附金 1,000 万円を増額計上いたしております。いちばんづくり課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。自治定住課長。

○中村雅文自治定住課長　　それでは、自治定住課所管の令和３年度補正予算案について御説明を申し上げます。補正予算書の６ページをごらんください。第２表、繰越明許費補正として、１、追加の表中、２款、１項、自治振興センター整備事業でございます。以前も御説明をいたしましたが、庄原市民会館、庄原自治振興センターの大規模改修工事におきまして、実施設計の完了が当初より２カ月間ずれまして５月末となりましたことから、工事の着手が遅れ、令和３年度分の予算２億 695 万 6,000 円を令和４年度に繰越明許費として計上しております。予算の内訳につきましては、市民会館との案分によりまして、工事監理費 674 万 2,000 円、工事請負費２億 21 万 4,000 円となっております。なお、この事業の完了は令和５年３月末を予定しておりますが、現在のところ、工事期間への影響はないものと考えております。続きまして、予算書の８ページをごらんください。債務負担行為の補正追加としまして、第３表、債務負担行為補正、１、追加では、先般御議決いただきました指定管理者に対する、10 カ所の自治振興センターの債務負担行為でございます。この 10 カ所につきましては表の３段目、庄原市庄原自治振興区から、８ページの表の下から２番目、庄原市比和自治振興区、比和自治振興センターと管理に関する経費ということで、債務負担行為の補正を 10 カ所、自治振興センターをするものでございます。期間につきましては、令和４年度から令和８年度までの５年間といたしまして、限度額は協定に定める額としております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長　　それでは、農業振興課の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算書の72ページ、73ページをお開きください。６款、１項、３目、農業振興費の14、新規就農者総合支援事業につきましては、負担金、補助及び交付金を1,564万1,000円減額するものでございます。内容について御説明申し上げます。補助金、一般980万6,000円の減額は、国の事業であります農業次世代人材投資事業で、継続者のうち前年所得額が基準を超えたことによる交付額の減額。新規就農者の就農時期が年度途中からで半期分の交付となったことによる減額、それから、市の事業であります新規就農者育成事業は、当初、独立経営を予定していた方が経営継承で対象外になったもの。新規就農時期が次年度になり、制度の活用がなかったことによる減額でございます。また、農業次世代人材投資事業の財源として計上しております県支出金を800万7,000円減額いたしております。補助金、建設単独583万5,000円の減額は、新規就農施設等整備補助金で活用を予定していた農業者の施設建設時期の変更や就農時期の繰延により事業実施されなかったものでございます。次に、補正予算書の74、75ページをお開きください。４目、畜産振興費の03、乳用牛振興対策事業につきましては、負担金、補助及び交付金を5,710万9,000円減額するもので、補助金一般は、乳用牛受精卵導入事業、乳用牛群検定事業など、乳用牛振興事業に係る事業実施が見込みより増加したため、これに要する経費244万9,000円を追加計上するもので、財源は全て一般財源でございます。補助金、建設補助の5,955万8,000円の減額につきましては、国の畜産酪農収益力強化総合対策基金事業での実施のための事業要望し予算計上しておりましたが、その後の審査等で事業採択とならなかったため減額するものでございます。また、財源として計上しておりました県支出金を同額の5,955万8,000円減額いたしております。次に補正予算書の６ページをお開きください。第２表、繰越明許費補正、６款、農業水産業費、１項、農業費畜産振興事業311万4,000円でございます。あわせて、資料１、令和３年度３月補正予算繰越明許費補正事業一覧もごらんください。環境保全型農業推進事業補助金につきましては、堆肥舎で使用するホイールローダーの導入がコロナ禍による半導体の供給不足などから、入荷が遅れているため、交付決定額260万円を繰越し、家畜飼養施設増改築等支援事業補助金は、コロナ禍による牛舎の建設資材の入荷の遅れから、交付決定額51万4,000円を繰り越すものでございます。次に、補正予算書の８ページをお開きください。第３表、債務負担行為補正でございます。最下段、令和３年借入農業災害特別対策資金、被害農業者救済資金利子補給は、広島県の補助要綱に基づき実施するもので、令和３年４月の霜害、７月及び８月の豪雨による被災された方に対する資金貸付の利子補給金でございます。期間は、融資残高がなくなるまでで、限度額は広島県の補助交付要綱に基づく市の補助率を乗じた額として債務負担をお願いするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員　　少し確認ししておきたいと思いますが、建設補助の5,900万円の減額。これは事業を実施されなかったのか。実施はされたが、補助対象から外れたのか。それとも、他の何かの補助金で、補助をされたのか。お聞きしておきたいと思うのですが。

○五島誠委員長　　答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長　　当初、昨年度末が大体、次年度の事業要望時期になります。その時点で事業

実施をするということで計画を上げられて、要望を出しておりましたが、内容がなかなか採択に向けて難しかったということで、事業はまだされておりません。今後、大きい規模なので、ほかの事業の活用、あるいは資金であるとか、酪農でございますので、広酪とかと相談しながら、建築に向けて進めていくという状況になっております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。林委員。

○林高正委員　　新規就農者総合支援事業でございますけれど、今の、堀井委員の意見と似たような話ですけれど、やろうと思ったけれどできなかったとか、そういう説明だったと思うのだけれど、もう少し細やかにすることはできないのですか。審査段階で本当にできるものかできないものかということを。いいから申請しておこうということではないとは思うのですけれど、その実態は、本当はどうなのですか。

○五島誠委員長　　答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長　　新規就農者につきましては、認定する前に新規就農の計画を立てますので、その内容がすぐに詰めた話にならないという部分もございまして、すぐに認定するということができない場合もございまして、先ほど説明いたしましたように、やめるというよりも、継続して計画づくりをしている方と、それから新規に独立した経営をされなくて、親の経営を引き継ぐというパターンに途中でかわるということもございますので、実際の対象が少なくなったという部分でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員　　多面的機能支払事業が減額されておりますけれども、これの詳しい説明があればと思うのですが。

○五島誠委員長　　答弁。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長　　多面的機能支払の減額につきましては、年間進めている間に対象外になるという面積がございまして、それを減額しております。数字的なところは出てこないのですけれども、毎年でございますが、なかなか多面的として対象とできない農地とか、外す農地とかがどうしても出ます。工事の関係もあったりしまして、減額になるというのが例年発生いたします。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○掛札靖彦林業振興課長　　それでは、企画振興部林業振興課が所管いたします一般会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。補正予算書の 78 ページ、79 ページをお開きください。６款、３項、２目、林業振興費の説明欄 16、有害鳥獣処理施設管理事業、12 節、委託料につきましては、株式会社庄原市農林振興公社への業務委託料について、当初予算の金額と実績見込みにより算定した金額の差額 358 万 5,000 円を増額しております。増額の主な要因といたしましては、イノシシの搬入頭数が当初見込みでは 350 頭、そのうち食肉処理を 182 頭としておりましたが、実績の見込みで、搬入頭数 430 頭、うち食肉処理 280 頭と見込んでいることがありまして、昨年６月から完全実施となりました衛生管理の厳格化に伴い、人件費や消耗品費などの経費が当初の想定よりも増額したことが主な要因でございます。次に、説明欄 17、森林経営管理事業では、事業実施による歳出見込額と当初予算額との差額について、業務委託料など 1,424 万 3,000 円を減額しております。コロナ禍で、12 節、委託料の減額848 万9,000 円につきましては、森林経営管理事業等の実施に係る委託業務につきまして、

森林所有者意向調査等の実績により予算との差額を生じたものでございます。また、18 節、負担金、補助及び交付金は、人工林整備補助金について、県の森づくり事業の条件緩和や、森林組合の人手不足などによって、実施を見送ったため減額しております。説明欄、18、林業・木材生産等競争力強化対策事業は、財源となります国の補助金の内示額が想定よりも少額であったことにより、実施ができなかった事業の事業費について減額をしております。林業振興課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。商工観光課長。

○山根啓荘商工観光課長　　商工観光課から商工観光課所管の補正予算について説明させていただきます。補正予算書の 80 ページから 81 ページをお開きください。下段でございますが、７款、商工費、１項、商工費、２目、商工振興費でございます。01、商工振興事業費 1,142 万 3,000 円の減額は、３点ございます。一つが、まちなか活性化補助金の中にイベント補助分がございます。コロナ禍によりイベント利用が少なかったために 102 万円の減額をするものでございます。また、中小企業振興事業補助金では新規申請が少なかったために 640 万 3,000 円を減額するものです。さらに、経済対策として実施してまいりました、庄原市中小事業者月次支援金について、申請実績によりまして 400 万円を減額するものでございます。次に、３目の観光交流費でございます。01 の観光交流事業の 202 万円の増額は、庄原さとやま体験交流協議会の旅費について、コロナ禍により出張が減額したことにより、13 万円減額するとともに、株式会社サンヒルズ庄原への出資金の増額 43 株 215 万円を計上するものでございます。この出資金の増額は、経営強化を図るための資本金の増強であり、他の民間事業者と協調し、出資金の増額をお願いするものでございます。市の出資額は、現在、50 株 250 万円でございますが、43 株 215 万円を増資し、増資後は 93 株 465 万円となります。出資比率は、現在 8.3%が、増資後は 9.6%になるものでございます。次に、82 ページから 83 ページをお開きください。09 のひば道後山高原荘管理運営事業の 629 万 7,000 円の増額は、指定管理料の修繕に係る精算 25 万 7,000 円の増額と、コロナ禍による指定管理者の支援事業として 620 万円の増額、備品の製氷機入札残額 16 万円の減額の合計でございます。次に、17、遊ＹＯＵさろん東城管理運営事業の 128 万 4,000 円の増額は、指定管理料、委託料の精算項目を年度協定に基づきまして、精算払いをするものでございます。次に、補正予算書６ページをお開きください。第２表、繰越明許費補正の追加でございます。あわせて、資料の１、令和３年度３月補正予算繰越明許費補正事業一覧をごらんください。７款の商工費、１項、商工費では、商工振興事業では、庄原市中小企業技術研究開発補助金 300 万円を繰越明許費補正するものでございます。これは、まん延防止等重点措置等の適用により、事業者が研究機関との往来等に支障があり、緊急開発に大幅な遅れが生じたため、年度内に研究を完了できないことにより繰り越すものでございます。次に、企業立地対策事業では、お試しオフィス整備事業に係る経費について 521 万 8,000 円を繰越明許費補正するものでございます。これはコロナ禍により、現在整備しておりますお試しオフィスの中で、整備の機器の中で、半導体の供給不足で部材調達が遅延し、年度内の工事完了が困難になったため、設計監理委託料、工事請負費合わせて 521 万 8,000 円を繰越明許するものでございます。次に、補正予算書９ページをお開きください。債務負担行為補正でございます。一行目、

大月自治会と協定する庄原市ほたる見公園の管理に要する経費については、指定管理の期間、令和４年度から令和８年度の期間、協定に定める額を上限として、それぞれ債務負担行為補正をお願いするものでございます。商工観光課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　第三セクターの経営健全化に関する指針というものが総務省から出ております。庄原市は、庄原市自身の指針をつくっていません。これは全国的には、もうかなりの市がつくってきているのです。その中には、議会に対して、住民に対して、第三セクターの財務書類や将来負担額を公表することに加え、第三セクターの経営収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負担比率等を報告しなさいといっているのです。今回の増資に至っては、債務超過をさせないための増資であるという見方もあるわけですよ。なぜ、この増資にかかわる資料を出されないのですか。

○五島誠委員長　　答弁。企画課長。

○東健治企画課長　　今回の株式会社サンヒルズ庄原への出資に関しましては、２月９日開催していただきました議員全員協議会におきまして、状況については、資料報告させていただいたところでございます。この中で、今、おっしゃられる経営状況についての資料ということにはなっておりませんけれども、３月決算においては、９月定例会において、経営状況の報告もさせていただくこととなっております。また、今回の増資目的といたしましては、経営強化を図っていく、資金増強ということで、充実した運営へ向けた資本増強ということで御理解をいただきたいと思います。

○五島誠委員長　　他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　なぜ、増資をすることに対して、強化するのはわかりますよ。財務表を見るときに、お金を借りただけでは、債務がふえるわけですから、全く同じなのですよね、帳簿は。債務超過をしないために増資していくわけですから、基本的には。そういう本当の資料を議会に示さずに、強化する強化するというだけで、物事を議会に委ねるということは、どうも腑に落ちないのですよ。基本的には、あらゆる資料を議会に出して、それで議会で判断させるというのが普通のやり方だろうと思うのですよ。それも、先ほど言われていましたように、９月に。判断するのはきょうですよ。最終日ですよ。それを９月に公表するというのはおかしいではないですか。それと、指針の中にはこういうことも書いているのですよ。支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要であるとまで書いているのです。そういう指針もあるところから、今回の出資に当たって、当然強化していく。我々が指定管理として認めた以上はわかるのですよ。わかるのですけれども、当然、その判断をする正確な資料を出すべきと思いますが、どうしますか。

○五島誠委員長　　答弁。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長　　議員おっしゃるとおり、詳細な資料があればよりわかりやすいのかとも理解できるのですけれども、現時点で会社の決算等がまだできておりませんので、現時点でお示しできる資料をお出しできないという状況でございますので、先ほど来、答弁しておりますとおり、あくまでも債務超過を回避するというものではなく、今回は、経営基盤の強化を新たな指定管理者として、サンヒルズ庄原を経営していくに当たっての資金増強ということで御理解をいただきたいと思います。

○五島誠委員長　　他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　会社は生き物ですよ。試算表なんて毎月出せるのですよ。当然、会社の役員会に対しては、現在の状況がどうであると当然説明するべきことなのです。その中で、至ったのは増資をしようということになるのですよ。その資料をもって増資の決議がなされるのですよ。それをそこで決めたことを議会へ資料を出さずに、基盤強化のため基盤強化のためというだけで、議会に判断させるのは、余りにも乱暴ではないですか。試算表なんて毎月つくれますよ。それができないような会社はおかしいのですから。どうなのでしょう。

○五島誠委員長　　答弁。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長　　当然会社では毎月の試算表は整理をされておりますが、今回、議会へお示しをできる資料としてはできておりませんが、市としましては、11 月末時点での会社の状況は把握をいたしているところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　なぜそれを出せないのですか、把握しているのなら。基本的には増資するのですよ。増資を議員が判断するのですよ。せっかく４月１日にオープンするのだから、応援したいという気持ちは持っていますよ。持っているからこそ、どのように応援していけばいいのかと。今後の将来的な展望も含めて、思っているからこそ、現在の状況を知った上で増資に舵をきろうとか、そこを判断する議会としての資料が余りにも不足しているから言っているのですよ。しかも、先ほど言いましたように、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件に対して、取り決めをしておくことが必要でありますという形で総務省が指針を出しているのですよ。それを取り決めなされているのですか。

○五島誠委員長　　答弁。行政管理課長。

○荘川隆則行政管理課長　　御質問にお答えします。先ほどおっしゃられました公的支援の上限でございますけれども、この場合は、増資でございまして、出資金でございますので、そういった公的支援、継続して補助金とか給付金とかいう形ではございませんので、上限等は設けていないものでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　増資も支援ですよ、基本的には。勘違いしないでくださいよ。私は反対していると言っているのではないのですよ。判断する材料をくださいと言っているのですよ。余りにも乱暴ではないですか。議会として応援したい。応援したいというのに増資するのでしょう。基盤強化するのでしょう。基盤強化するのなら、今、どういう状況だから基盤強化したいのだと。物をつくるのなら借りることはできますけれども、経営安定の場合は、債務超過に当たったら信用度もなくなりますから、基本的にはそれを回避するのが普通なのですよ。我々経営者だからわかるのですよ、全てのバランスシートなどを見ることができますから。そういう中での資料を出して、我々に示した上で、判断を求めるのが普通ではないですかと言っているのですよ。どうなのでしょう。

○五島誠委員長　　答弁。企画課長。

○東健治企画課長　　議員おっしゃるとおり、今回、予算措置に当たりまして、御判断いただくに際して十分な資料が提出されていなかった部分もあろうかと思いますが、先ほど企画振興部長が申し上げました 11 月末現在の状況ということで、我々が確認させていただいている数字を口頭で、大変申し訳ございませんが、述べさせていただきたいと思います。貸借対照表からですけれども、総資産といたし

ましては、２億1,400万円余り。総負債が１億5,600万円余り。総純資産といたしまして、5,700万円余りとなっております。また、損益計算書からとなりますけれども、総収入が３億2,400万円余り。経常利益といたしまして、6,300万円余り、これが11月末の状況でございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。赤木委員。

○赤木忠徳委員　　今後の議会に出す資料を口頭で物事を言うようなことをやめていただきたいのですよ。明確な資料を出して、議会もこれを決めたら責任があるのですよ。最終的には、議会は何の資料も持たずに、経営強化だけの言葉だけで決めたのかと言われるのですよ。そういう資料の出し方というのはまずいのではないですか。気をつけてください。

○五島誠委員長　　意見ですね。他にありますか。林委員。

○林高正委員　　今回、215 万円の増資ということで出ておりますけれど、私自身は、庄原市は、ラ・フォーレ庄原を日本郵政から１億ちょっとで購入したわけで、家主になりました。これまでの流れからして、経営陣のサンヒルズ庄原もとどまっている。今回、経営基盤強化で増資をしたけれど、何で庄原市も増資しなければいけない。家主が増資をする。また、経営者に入っている。このあたりは、私にはどうも理解できないのですよ。本当なら、経営をお願いするサンヒルズ庄原に一生懸命やってくださいよということで、庄原市は側面的に応援する。そういう広報活動などをお手伝いしたりする。215 万円増資をしたことによって、どんなメリットが生まれるのです、これ。そのメリットについてお聞かせいただきたいと思うのですよ。

○五島誠委員長　　答弁。企画課長。

○東健治企画課長　　今回の増資目的につきましては、先ほど来、申し述べさせていただいております。今回の増資に関しましては、サンヒルズ庄原における株主総会において、既存の株主により増資による運営強化を図っていこうということで取り決められたものでございます。庄原市も第三セクターということで出資を行っておりますので、この既存の株主、民間の出資者の方と同調いたしまして、施設運営を充実させていこうということで、今回、予算を計上させていただいております。第三セクターの果たすべく役割ということで、出資をしていこうということでの判断と御理解いただきたいと思います。

○五島誠委員長　　他にありませんか。林委員。

○林高正委員　　もともとサンヒルズ庄原というのは、簡保事業団が運営する中で、運営会社ということで、地元で設立されましたよね。庄原市もそこへ入りなさいというか、そういった、恐らく指導があったのだろうと思いますけれど、だんだん時代の流れによって、お客さんが減ってきて、うまくいかなくなってきたと。皆さんも御承知のように、経営改革ということで簡保はそれを放しますと。だったら、庄原市が買いましょうということになったわけですよ。いろいろな御意見はあろうかとは思いますけれど、取得して、庄原市のとにかくあれはランドマークだということでやろうとしているわけですよ。私が１番危惧するのは、庄原市がここに入っていることによっての発言力の強化ということが心配なのです。独自性を持ったサンヒルズ庄原に対して、庄原市がどうも圧をかけるのではないかなという気がしているわけですよ。そのことが原因かどうかわからないないけれど、３月末で支配人が退職しますよ。４月１日からオープンするのにガタガタしている。だから、私はもっともっと経営について真剣にかかわっていかないといけないという意味からも、この215万円、わずかな額だといえばわずかかもしれないけれど、何でこんなお金を出すのかということを聞きたいと。私が、今、言

ったことを加味して、再度答弁していただきたい。

○五島誠委員長　　答弁。企画課長。

○東健治企画課長　　サンヒルズ庄原の経営陣の退職という情報は、私どもも承知していなかった状況でございますけれども、サンヒルズ庄原が指定管理者として４月からこのラ・フォーレ庄原を運営していただくという状況ですので、指定管理者として適切な運営がなされるよう、市としても側面から支援するとともに運営状況をしっかりと確認した中で、設置目的を達成できるような形で、市も携わってまいりたいと考えております。

○五島誠委員長　　他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、この際、暫時休憩といたします。再開は午後１時といたします。

午前11時57分　　休　憩

－－－

化のための国の補正予算により補助金が追加交付されるもので、橋梁補修設計５橋分を前倒して実施するものでございます。次に、４目、道路新設改良事業でございます。03、道路新設改良事業、単独の 12 節、委託料 1,240 万 8,000 円の減額は、県が事業主体で東本町の西城川改修事業を進めておりますが、県の事業調整により改修に伴う市道橋梁架替事業の委託料が 941 万円減額になったことが主な理由でございます。14 節、工事請負費 980 万円の減額は、高茂町の横畠高茂線におきまして、法面対策内容を見直したことにより事業量が減少したものでございます。めくっていただきまして、16 節の土地購入費 503 万 8,000 円の減額は、用地買収金額が確定したもので、21 節、補償金 639 万 6,000 円の減額につきましても、立木の補償など物件移転補償額が確定したものでございます。続きまして、98、99 ページをお開きください。下段の 11 款、１項、１目、農地災害復旧費、01、現年農地災害復旧事業でございます。お手元に配付しています資料２の災害復旧工事費予算執行状況、カラーの棒グラフのものでございますが、そちらとあわせてごらんをいただきたいと思います。この資料は、左側が公共災害、右側が農災で、各年度別の工事費執行状況を棒グラフにあらわしたものでございます。予算書の 14 節、工事請負費２億 1,266 万 8,000 円の増額は、資料２の３ページ、令和３年災害の右側、令和３年度の棒グラフ灰色の 5.9 億円に含まれるもので、本年度の国庫補助金の配分により増額をするものでございます。次に、02、過年農地災害復旧事業、14 節、工事請負費 5,692 万円の増額は、資料２の１ページ、平成 30 年災害の右側、令和３年度の棒グラフ灰色の 0.2 億円と、２ページの令和２年災害の右側、令和３年度の棒グラフ、灰色の 0.2 億円に含まれるもので、補助金の配分により増額をするものでございます。次に、２目、農業施設災害復旧費、01、現年農業用施設災害復旧事業でございます。14 節、工事請負費３億 7,775 万 7,000 円の増額は、資料２の３ページ目でございます。令和３年災害右側、令和３年度の棒グラフ、灰色の 5.9 億円に含まれるもので、国庫補助金の配分により増額をするものでございます。次に、02、過年農業用施設災害復旧費の 14 節、工事請負費 4,221 万 3,000 円の減額。こちらは資料２の１ページ、平成 30 年災害の右側、令和３年度の棒グラフ、灰色の 0.2 億円と、２ページの令和２年災害の右側、令和３年度の棒グラフ、灰色の 0.2 億円に含まれるもので、補助金の配分により減額をするものでございます。予算書をめくっていただきまして、11 款、２項、３目、公共土木施設災害復旧費、02、過年公共災害復旧事業、14 節、工事請負費 6,398 万 6,000 円の減額は、資料２の１ページ、平成 30 年災害の左側、令和３年度の棒グラフ、白色の 2.7 億円と２ページ目の令和２年災害の左側、令和３年度棒グラフ、灰色の 2.1 億円の差額で国庫補助金の配分により減額をするものでございます。次に、03、単独災害復旧事業 5,000 万円の減額は、令和３年豪雨による補助対象とならない工事の精算見込みにより不用額を減額するものでございます。続きまして、予算書６、７ページ、繰越明許費補正でございます。別紙の資料１で説明させていただきます。まず、１、追加の事業でございます。６款、２項、県営土地改良事業は広島県が事業主体で、事業費の一部を市が負担するもので、災害復旧の影響でため池整備事業、跡落池ほか２地区と、畑地帯総合整備事業、和南原地区が繰越となり、市の負担金 1,807 万 8,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。次に、８款、２項、道路新設改良事業、単独でございます。庄原地区の宮内線ほか 12 路線におきまして、令和３年発生災害の対応による労力不足により、１億 4,387 万 7,000 円を繰り越すものでございます。次に、国県道整備負担事業は、県が事業主体で整備する９路線が災害の影響で繰越となったため、10 分の１に相当する市の負担金 5,060 万円を繰り越すものでございます。次に、４項、急傾斜地崩壊対策事業も県が事業主体で整備する８地区について、災害の影響で繰越となったため、20 分の１

に相当する市の負担金936万8,000円を繰り越すものでございます。めくっていただきまして、２ページでございます。11款、１項、過年農地災害復旧事業と過年農業用施設災害復旧事業でございます。先ほどの棒グラフをごらんください。１ページ、平成30年災害の右側、令和３年度のグラフで白色の7.6億円と灰色の補正増0.2億円の合計に２ページ目の令和２年災害の右側、令和３年度のグラフで、白色の3.3億円と灰色の補正増0.2億円の合計を加えたもので、労働力の確保及び資材調達が困難な状況で、年度内完了ができないため、農地災害は３億334万円、農業用施設災害は８億6,038万7,000円を繰り越すものでございます。次の、予算書の過年林道災害復旧事業につきましても、同様の理由により、東城地区の末政１号線ほか４路線について4,372万6,000円を繰り越すものでございます。次に、２項、過年公共災害復旧事業につきましては、先ほどの資料２、棒グラフの１ページ目、平成30年災害、左側、令和３年度のグラフ白色の9.3億円と２ページ目の令和２年災害の左側、令和３年度グラフ白色の2.2億円に灰色の2.1億円を加えた4.3億円の合計額でございまして、同様の理由により、13億6,489万7,000円を繰り越すものでございます。次に、資料１の２変更でございます。８款、２項、橋梁維持事業につきましては国の補正により、補助金の配分がありましたので、橋梁修繕工事、また工事に伴う設計について8,339万2,000円に増額をするものでございます。次の、社会資本整備総合交付金事業は、西新町板橋線と上原戸郷線の事業間調整、また、令和３年豪雨災害の影響により年度内完了が困難となったため、7,240万8,000円に増額をするものでございます。次に、11款、１項、現年農地災害復旧事業でございます。資料２の棒グラフの３ページ目でございます。令和３年災害におきまして右側、令和３年度のグラフの白色の1.7億円と、灰色の補正増の5.9億円の合計7.6億円に含まれるもので、労働力の確保及び資材調達が困難な状況で年度内完了ができないため、３億708万8,000円に増額をするものでございます。次に、現年農業用施設災害復旧事業でございます。こちらも同様に資料２、３ページの7.6億円に含まれるもので同様の理由により、４億7,451万6,000円に増額をするものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。政野委員。

○政野太委員　　除雪費についてなのですけれど、エリア別、あるいは、市道の延長について確認をさせていただければと思うのですけれども。

○五島誠委員長　　答弁。建設課長。

○石原博行建設課長　　除雪のエリア別でございますが、今年度、特に多かったのは高野、それから比和、口和、それから、庄原地域でも川北の北方面、それから東城でも北方面、西城が全域という除雪の状況でございます。総領も若干出ておりますが、他地域に比べると出勤日数は少なくなっております。それから路線の延長でございますが、こちらは稼働日数で集計をしておりますので、その延長については集計ができておりません。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○久保隆治都市整備課長　　それでは、都市整備課から繰越明許費について説明させていただきます。補正予算書６ページをお開きください。第２条、繰越明許費補正、１、追加でございます。別途添付しております繰越明許費補正事業一覧、資料１は１ページでございます。補正予算書６ページ下段、８

款、５項、１目、都市計画総務事業の300万1,000円は、社会資本整備交付金を活用し、大きな被害が生じる恐れがある大規模盛土造成長を調査する大規模盛土造成地第２次スクリーニング計画策定業務に要する経費で、箇所の調査の選定及び地権者との協議に不測の日数を要したため、令和４年度に繰り越すものです。事業の完成予定は令和５年３月としております。同じく、８款、５項、７目、土地区画整理事業の7,426万2,000円ですが、備後庄原駅前の道路整備工事の施工に伴う交通どめなど交通規制の内容や規制の期間について、近隣の地元関係者及び警察との協議に日数を要したため、令和４年10月まで繰り越すものです。なお、国費の追加補正により、歳入、国庫補助金655万4,000円を増額し、財源内訳を変更させていただいております。続きまして、補正予算書７ページの２、変更になります。資料１は、２ページ目になります。８款、５項、１目、都市再生整備事業は、主に庄原の西浦下線や本町三日市線の測量設計業務に伴い、地権者や警察との協議に日数を要したことにより、4,092万8,000円に増額変更し、令和４年度に繰り越すものです。なお、事業の完成予定は令和５年３月としております。めくっていただきまして、補正予算書８ページ、第３表、債務負担行為補正でございます。９ページ、表の上段から２段目、庄原市総合サービス株式会社と協定する庄原北公園の管理に要する経費です。期間は令和４年度から令和８年度、限度額は協定に定める額としております。以上で、都市整備課に関する補正予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明に質疑があれば許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。地籍用地課長。

○天野武美地籍用地課長　　続きまして、地籍用地課所管の令和３年度補正予算案について説明を行います。補正予算書74ページ、75ページをお開きください。中段の６款、１項、６目、説明02、地籍調査事業につきましては、主に東城地区、総領地区、計２地区の一筆調査、測量業務委託に係る地籍調査事業補助金におきまして、当初、補助要望額に対する減額内示及び精算見込みによる事業費の減と、新たに国の一次補正による令和４年度事業の令和３年度への前倒し予算措置とあわせて、5,747万4,000円を増額するものでございます。また、財源として、国県支出金に地域調査事業補助金として4,098万3,000円を増額計上しております。次に補正予算書６ページ、第２表、繰越明許費補正、１、追加及び資料１の１ページをごらんください。中段の６款、１項、地籍調査事業として、東城地区、総領地区の業務委託料など6,668万7,000円を繰り越すものでございます。これは先ほど御説明いたしました、令和３年度地籍調査事業負担金国一次補正により、令和４年度に予定していた事業の令和３年度への前倒予算措置に伴うもので、年度内完了が困難であるため、繰り越すものでございます。以上で、地籍用地課所管の令和３年度補正予算案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。説明員交代のため、少々お待ちいただきたいと思います。

〔説明員　交代〕

○五島誠委員長　　続いて説明を求めます。教育部長。

○片山祐子教育部長　　教育部が所管いたします補正予算について説明をいたします。説明は、各課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　教育総務課長。

○亀山慎也教育総務課長　　それでは、教育総務課が所管します補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の92、93ページをお開きください。第10款、第２項、第１目、学校管理費の小学校事務局管理事業でございます。需用費、燃料費では、昨今の灯油価格の高騰により、現予算で不足することから141万8,000円を追加計上するものです。同じく光熱水費では、普通教室の空調設備整備に続き、昨年度は特別教室へ空調設備の整備を行ったこと、コロナウイルス感染対策のため分散授業を行ったことなどから見込みを超えた電気料の使用となったため、125万4,000円の追加計上するものです。続いて、修繕料では、高野小学校の屋外高圧電気設備が電気工作物の年次点検において不具合が生じたことから、その修繕費用のほか221万5,000円を計上し、小学校事務局管理事業全体においては、420万9,000円を増額計上するものでございます。次に、めくっていただきまして、96、97ページ下段、第６項、保健体育費、第３目、学校給食費の学校給食事務局管理事業です。庄原、西城、口和、高野、比和地域の給食調理業務について、契約内容を見直し、光熱水費の負担区分を受託者から委託者へ変更したことに伴い、1,521万6,000円を減額するものでございます。めくっていただき、７ページの繰越明許費補正でございます。第10款、第２項、小学校費、小学校事務局管理事業では、粟田小学校屋根修繕工事について、コロナ禍で工事に必要な資材の納品が遅延しており、年度内の工事完了が困難であるため、修繕料192万5,000円を次年度に繰り越すものでございます。続いて、第３項、中学校費、中学校事務局管理事業では、高野中学校自動火災報知機設備修繕についても同様に資材の納品が遅延しており、年度内の工事完了が困難であることから、修繕料189万1,000円を次年度へ繰り越すものです。第４項、幼稚園費、私立幼稚園支援事業では、国の補正予算により実施される保育士等処遇改善臨時特例補助金にかかり、庄原幼稚園が実施する幼稚園教諭の所有改善に対する補助金51万3,000円で、令和４年４月以降の賃金改善を対象とするものであることから、次年度に繰り越すものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。教育指導課長。

○東直美教育指導課長　　教育指導課所管の業務に係り、３月補正予算に計上しております内容について御説明いたします。補正予算書90ページ、91ページをお開きください。10款、１項、３目、教育振興費、教育振興事業1,261万9,000円の増額についてでございます。主なものとしまして、10節、需用費1,063万3,000円の増額及び17節、備品購入費は825万2,000円の増額につきましては、国の３月補正により、感染症対策支援事業が実施されることとなったため、本事業を活用して、各学校で感染症対策を徹底して教育活動を継続するために必要な消耗品及び備品の購入に係る経費として、それぞれ追加計上するものでございます。本事業の財源につきましては、国県支出金に全額を増額計上しており、２分の１を学校保健特別対策事業補助金、２分の１を地方創生臨時交付金と見込んでいるところでございます。次にページを戻っていただきまして７ページ、繰越明許費の補正でございます。別紙資料は２ページの最上段となっております。10款、１項、教育総務費の教育振興事業2,070万円についてですが、先ほど申し上げました増額計上させていただいております、国の３月補正による学校保健対策事業に係るものでございます。必要な物品の購入につきまして、年度内での事業完了が困

難であることから全額繰越明許費への追加をお願いするものでございます。教育指導課所管の補正についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○今西隆行生涯学習課長　　生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の96ページをお願いいたします。10款、教育費、５項、社会教育費、６目、研修集会施設管理費、交流研修施設管理運営事業では、指定管理を行っております道後山高原合宿センターにつきまして、コロナ禍において、利用料金に大幅な減収が生じたことによる指定管理の増額170万円を計上いたしております。98ページをお願いいたします。同じく、10款、教育費、６項、保健体育費、５目、社会体育施設管理費、クロカンパーク管理運営事業では、指定管理を行っております道後山高原クロカンパークにつきまして、コロナ禍において、利用料金に大幅な減収が生じたことによる指定管理の増額100万円を計上しております。続きまして、繰越明許費補正について御説明申し上げます。７ページをお願いいたします。10款、教育費、５項、社会教育費、コミュニティーセンター管理事業では、上谷コミュニティーセンターの圧力タンク及び浄化装置更新工事につきまして、必要物品が受注生産となっており、コロナ禍の影響で、部品等の調達に不測の日数を要したため、130万7,000円を繰り越すものでございます。同じく市民会館整備事業では、実施設計に不測の日数を要し、工事の着工が遅れたことにより年度内の事業完了が困難となったため、４億697万6,000円繰り越すものでございます。続きまして、６項、保健体育費、社会体育施設管理事業では、庄原市総合体育館トイレ改修工事につきまして、利用に影響が少ない冬期に工事を進めてまいりましたが、コロナ禍の影響で、部品等の調達に不測の日数を要したため、1,395万9,000円を繰り越すものでございます。比和総合運動公園、比和体育館給水ユニット修繕工事につきましては、必要物品が受注生産となっており、コロナ禍の影響で部品等の調達に不測の日数を要したため、132万円を繰り越すものでございます。合計額1,527万9,000円となっております。続いて９ページをお願いいたします。債務負担行為補正について御説明申し上げます。債務負担行為の補正といたしましては、上から３行目の庄原市民会館は、指定管理者、特定非営利活動法人庄原市芸術文化センター、西城創造の村は、指定管理者、庄原市西城創造の村、庄原市口和スポーツセンターは、指定管理者、庄原市口和スポーツセンター管理組合、それぞれの指定管理に要する経費でございます。なお、限度額は、協定に定める額としておりまして、指定管理期間は令和４年度から令和８年度までの５年間といたしております。以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めて、続いて説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○伊藤秀生選挙管理委員会事務局長　　それでは、選挙管理委員会事務局に関する補正予算説明を行います。補正予算書の50ページ、51ページをお開きください。２款、総務費、４項、選挙費、３目、衆議院議員選挙費、その下の４目、参議院議員選挙費、ページをめくっていただきまして、52ページ、53

ページの５目、県知事選挙費、その下の９目、市長選挙及び市議会議員選挙費につきましては、選挙の執行に伴いまして、それぞれ不用額を減額するものでございます。衆議院議員の総選挙につきましては、昨年 10 月 19 日公示、10 月 31 日投開票、参議院広島県選出議員再選挙は、昨年４月８日の告示、４月 25 日投開票、県知事選挙は、昨年 10 月 28 日告示、11 月 14 日投開票、市長選挙及び市議会議員一般選挙は、昨年４月４日告示、４月 11 日投開票で、それぞれ執行いたしましたが、衆議院議員選挙費におきましては、1,069 万 2,000 円、参議院選挙につきましては、1,179 万 5,000 円、県知事選挙につきましては、1,167 万 1,000 円、市長選挙、市議会議員選挙費につきましては、1,684 万 7,000 円を減額するものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 73 号、令和３年度庄原市住宅資金特別会計補正予算、第１号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。収納課長。

○伊吹美智子収納課長　　議案第 73 号、令和３年度庄原市住宅資金特別会計補正予算、第１号について御説明申し上げます。別冊補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出でございます。１款、１項、１目、一般管理費、21 節、補償補填及び賠償金及び 26 節、公課費の 30 万円の減額でございますが、これらは貸し付けに関し、訴訟事案が発生した場合の供託金及び登録免許税に係る予算でございます。今年度、該当がなかったため全額減額とするものでございます。次に、３款、１項、１目、一般会計繰出金 184 万 6,000 円の増額は、精算見込みにより一般会計への繰出金を追加計上するものでございます。次に、歳入でございます。予算書では１枚戻っていただいて、８、９ページになります。３款、１項、１目、繰越金、１節、前年度繰越金につきましては、額の確定により 26 万 1,000 円を増額し、４款、１項、１目、住宅新築資金等貸付金元利収入では、元金の精算見込みにより 128 万 5,000 円を増額するものでございます。以上、合計で歳入歳出それぞれ 154 万 6,000 円を追加するものでございます。議案第 73 号の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 75 号、令和３年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算、第１号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　続きまして、議案第 75 号、令和３年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算、第１号について御説明申し上げます。補正予算書の８ページ、９ページをお開きください。歳入予算の１款、１項の１目、国民健康保険診療報酬収入から５目、一部負担金収入までは、庄原市休日診療センターの受診者数の減少を見込み、436 万 4,000 円を減額するものでございます。３款、１項の一般会計繰入金は、診療報酬等の減収を補填するため、265 万円を追加計上するものでございます。４款、１項の雑入は、新型コロナワクチン接種費５万 4,000 円を追加計上するものでございます。めくっていただきまして、歳出の１款、１項、１目、一般管理事業につきましては、受診者数の減により、医薬材料費、受付事務員、看護師業務委託料など決算見込みにより 166 万円を減額するものでございます。休日診療センター特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第76号、令和３年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算、第２号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　続きまして、議案第 76 号、令和３年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算、第２号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。３款、１項、１目、一般被保険者医療給付費分については、県の事業費納付金の確定に基づき、614 万 5,000 円を減額するものでございます。３項、１目、介護納付金分については、県の事業費納付金の確定に基づき 17 万 5,000 円を減額するものでございます。５款、１項、１目の保健衛生普及事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保健事業の中止等により、475 万 8,000 円を減額するものでございます。２項、１目の特定健康診査事業につきましては、特定健診受診者が見込みより減少したことなどにより 884 万円を減額するものでございます。特定保健指導事業につきましては、特定保健指導の実施数が見込みより減少したため、97 万 7,000 円を減額するものでございます。めくっていただきまして、12 ページ、13 ページでございます。６款、１項、１目、財政調整基金積立金 2,977 万 5,000 円の増額につきましては、８ページ、９ページの歳入補正予算、第９款の前年度繰越金と関連するものでございますが、令和２年度の決算剰余金として令和３年度に繰り越すこととなったもののうち、財政調整基金に 2,977 万 5,000 円を積み立てることとするものでございます。８款、１項、10 目のその他償還金につきましては、令和２年度の保険給付費等交付金に係る精算返納金として、839 万 9,000 円を増額するものでございます。３項、２目の病院事業繰出金につきましては、西城市民病院の事業に関する県からの特定財源を、国保会計を通じて繰り出すもので、交付見込みにより９万円を増額するものでございます。同じく３目の直診勘定繰出金につきましては、総領診療所の検査見込みによる歳入不足額 237 万 5,000 円を減額するものでございます。なお、ただいま御説明した３款から８款までの歳出予算の増減に対応するため、歳入の県支出金、財産収入繰入金、繰越金についてそれぞれの財源の整理を行っております。国民健康保険特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありますか。副委員長。

○谷口隆明副委員長　　13 ページの財政調整基金が積み立てされますが、年度末の基金残高の見込みについて、お伺いしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　基金の令和２年度決算額は４億 1,875 万円となっております。３月補正予算で 2,780 万円を基金積み立てすることとしておりますが、このたびそれとあわせて資産割への充当、がん検診個人負担額の充当として、1,616 万円を取り崩す予定としておりますので、基金の令和３年度の決算見込額は約４億 3,200 万円と見込んでいるところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。横路委員。

○横路政之委員　　特定健診の事業が減っているのですが、これはコロナで受ける人が少なくなっていると思ってもいいのですか。

○五島誠委員長　　答弁。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　特定健診の受診者数の減でございますが、令和２年度に戻るのですけれど、令和２年度につきまして、コロナの感染状況により日程変更を行っております。当初６月から８月ぐらいを予定していたのを秋にずらしたりとか、そういったことで、また、受診者数が令和２年度減少したのですが、そういったことの影響もまだ令和３年度にも残っているのかなとは思っているところでございます。そういったことで、影響に伴って令和３年度も受診者数等も減少、これは対予算に対してということなのですけれども、受診者数が減っているものと考えているところでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 78 号、令和３年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算、第２号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○伊吹譲基保健医療課長　　続きまして、議案第 78 号、令和３年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算、第２号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。２款、１項、後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合に納付する事務費負担金及び保険料等負担金を広域連合の指示額により 2,324 万 3,000 円を減額するものでございます。歳出予算の補正にあわせ、歳入予算の保険料一般会計繰入金につきましても、広域連合の指示額どおりの財源調整を行う財源の整理を行っております。後期高齢者医療特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 74 号、令和３年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算、第１号を議題といたします。説明を求めます。総領支所長。

○清水勇人総領支所長　　別冊の議案第 74 号をお願いいたします。総領支所が所管いたします令和３年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算、第１号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。３の歳出、１款、１項、１目、一般管理費の一般管理事業につきましては、受診者数の減少に伴い、診療収入が減少する見込みであるため、歯科医師との業務委託契約に基づく、診療報酬委託料を 60 万円減額し、また、歯科診療用備品購入費の入札減による 40 万円の減額で、合計 100 万円を減額するものでございます。庄原市歯科診療所特別会計の補正予算についての説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 77 号、令和３年度庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定、補正予算、第１号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○清水勇人総領支所長　　別冊の議案第 77 号をお願いいたします。同じく所総領支所が所管いたします、令和３年度庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定、補正予算、第１号について御説明申し上げます。予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。１款、１項、１目、一般管理費の職員人件費につきましては、医師派遣負担金の確定により 111 万 6,000 円を減額、一般管理事業につきましては、会計

年度任用職員報酬やレセプト点検業務委託料等の精算見込みにより、合計 77 万 4,000 円を減額、２款、１項、１目、医療用機械器具費費の医療用機械器具経費につきましては、医療用機械等の賃借料及び備品購入費の入札減による精算見込みにより、274 万 8,000 円を減額、２目、医療用消耗器具費につきましては、診療報酬から一般財源へ同額を財源振替とするものです。３目、医薬品衛生材料経費につきましては、受診者数の減少等により薬品などの医薬材料費が当初見込みを下回ったため、767 万 8,000 円を減額、４目、試験研究費につきましては、血液検査委託料等の精算見込みにより、64 万 4,000 円を減額するものでございます。庄原市国民健康保険特別会計、直診勘定の補正についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第 79 号、令和３年度庄原市介護保険特別会計補正予算、第３号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○下森一克高齢者福祉課長　　議案第 79 号、令和３年度庄原市介護保険特別会計補正予算、第３号につきまして御説明申し上げます。別冊の補正予算書 14 ページ、15 ページをお願いいたします。事項別明細書により歳出から主な内容の説明をさせていただきます。今回の補正の内容につきましては、主に、保険給付、それから各種介護予防事業の執行見込みによるものでございます。まず、表の２段目でございます。１款、総務費、３項、介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会及び、認定調査にかかる経費について、執行見込みにより表の３列になりますけれども、286 万 8,000 円を減額するものでございます。続きまして、表の３段目、２款、保険給付費でございます。１項、介護サービス等諸費から 18 ページ、19 ページの６項、介護予防サービス等諸費までは、介護給付、介護サービスに係る保険給付の見込みにより追加または減額をするものでございます。ここでは、目の中で 1,000 万円以上の増減がある給付費について御説明させていただきます。また、右側のページ説明欄中の財源振替の事業につきましては、歳入の補正にあわせ、歳出の特定財源等の充当割合を振りかえたもので歳出額に変更がないことから、ここでは説明を省略させていただきます。14、15 ページへお戻りをいただければと思います。１項、介護サービス等諸費、１目、居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護、訪問介護等の増により 3,500 万円を追加し、４目、地域密着型サービス給付費につきましては、地域密着型通所介護などの増により 1,400 万円を追加するなど、項合計で 4,500 万円の追加を行うものでございます。16 ページ、17 ページ、表の上から４段目、５項、特定入所者介護サービス等費、１目、特定入所者介護サービス費につきましては、市民税非課税世帯に属する方が施設及び短期入所サービスを利用する際に、食費、居住費が負担限度額を超えた場合、その額を施設等に補足給付する制度で、昨年の制度改正に伴う執行見込みにより 3,500 万円を減額するものでございます。18、19 ページにお進みいただき、表２段目、３款、地域支援事業費、１項、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。３目、介護予防・生活支援サービス事業費、訪問型、４目、同事業費、通所型につきましては、要支援者を対象とする各種サービスの執行見込みによりそれぞれ減額をするものでございます。また、６目、一般介護予防事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響による介護予防事業の中止などに伴う減額のほか、19 ページ最下段、04、その他一般介護予防事業では、高齢者実態把握事業等の委託料の執行見込みによる 128 万 7,000 円の減額など、６目の事業費合計で 330 万 2,000 円を減額するものでございます。20 ページ、21 ページへお進みいただきまして、２項、包括

的支援事業・任意事業、１目、包括的支援事業費では、先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護予防事業の中止に伴う減額のほか、21ページの説明欄最上段でございます、01、職員人件費では執行見込みによる140万円の減。中段、06、包括的支援事業、社会保障充実分につきましては、会計年度任用職員に係る、01、報酬201万7,000円の減額など、１目の事業費合計で618万3,000 円を減額するものでございます。最下段、５目、任意事業費では、03、その他任意事業につきまして、主に食の自立支援事業の業務委託料の執行見込みによる533万2,000円の減額により、５目、事業費合計で618万4,000円を減額するものでございます。22ページ、23ページにお進みください。表の３段目、５款、１項、１目、介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金から前年度7,018万6,000円を追加するものでございます。この積立により基金残高は３億6,600万円程度になる見込みでございます。続きまして、歳入につきましては、８ページ、９ページをお願いいたします。１款、保険料、１項、介護保険料につきましては新型コロナウイルス感染症の影響に伴う第１号被保険者保険料の減免により、18万2,000円を減額するものでございます。続きまして、３款、国庫支出金から、10ページ、11ページの５款、県支出金につきましては、それぞれ交付決定額に応じまして追加または減額をするものでございます。このうち、８ページ、９ページ、表の３段目でございます。３款、国庫支出金、２項、国庫補助金、９目、災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による、第１号被保険者保険料の減免に対する補助金でございまして、本年度決定分10万8,000円を新たに計上するものでございます。10ページ、11ページ、表の最下段、７款、繰入金、１項、一般会計繰入金につきましては、歳出の補正にあわせ、定められた負担割合に基づき補正を行うもので、７款、合計で1,167万1,000円を減額するものでございます。なお、繰入金のうち、５目、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者保険料軽減制度により減額された保険料につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。12ページ、13ページにお進みいただき、８款、１項、繰越金は、前年度繰越金の額の決定に伴い、6,948万7,000円を追加するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ4,284万円を追加するものでございます。議案第79号、庄原市介護保険特別会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。副委員長。

○谷口隆明副委員長　　16 ページの保険給付費で特定入所者介護サービス諸費が８月から補足給付の制度がかわったということだったと思うのですが、ということは3,500万円ぐらい利用者の負担がふえたという意味なのか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。高齢者福祉課長。

○下森一克高齢者福祉課長　　この制度につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、８月から介護保険制度がかわったことに伴いまして、居住費、食費の負担がそれぞれかわったものになります。したがいまして、利用者さんが使われる利用料、自己負担の実際に支払われる負担がふえたということにつながってまいっております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて議案第80号、令和３年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算、第２号を議題といたします。説明を求めます。高齢者福祉課長。

○下森一克高齢者福祉課長　　続きまして議案第 80 号、令和３年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算、第２号につきまして御説明を申し上げます。別冊の補正予算書 10 ページ、11 ページをお願いいたします。事項別明細書により歳出を中心に説明させていただきます。１款、１項、１目、包括的支援事業費でございます。11 ページの 02、指定介護予防支援事業費につきましては、介護予防サービス計画の作成などを行う会計年度任用職員の 01、報酬及び 03、職員手当を執行見込みにより減額をし、12、委託料では、居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン作成に係る委託料の増を見込み、138 万 7,000 円を追加し、合計では 138 万 4,000 円を減額するものでございます。続きまして、歳入につきましては、８ページ、９ページをお願いいたします。下段の表、４款、１項、１目、一般会計繰入金につきましては、歳出の地域支援事業費の執行見込みにより 160 万 2,000 円を減額するものでございます。歳入歳出それぞれ 138 万円を減額するものでございます。議案第 80 号、庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて議案第 81 号、令和３年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第４号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○田邊徹下水道課長　　下水道課が所管しております、議案第 81 号、令和３年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第４号について御説明いたします。別冊の補正予算書の 12 ページ、13 ページをお願いいたします。歳出につきましては事業の確定に伴う精算による減額のほか、２款、１項、１目、農業集落排水事業費 60 万 2,000 円の増額につきましては、市道木戸線道路改良工事に伴う支障移転設計業務の事業量の増により、調査測量設計監理等委託料 71 万 5,000 円の増額によるものでございます。10 ページ歳入をお願いいたします。１款、１項、１目、農業集落排水事業分担金 90 万円の増額と、２款、１項、１目、農業集落排水使用料 153 万 6,000 円の増額につきましては、調定見込みによるもので、その要因として、新規接続の増とコロナウイルス感染症の影響による家庭での生活時間の増加によるものと推察しているところでございます。５款、１項、１目、一般会計繰入金につきましては、先ほどの収入の増、そして、支出の精算に伴う減による財源調整により 367 万 9,000 円の減を、７款、１項、１目、雑入 71 万 5,000 円の増額につきましては、先ほど歳出で説明いたしました支障移転に係る補償金の増額でございます。繰越明許について御説明いたします。別紙資料１の３ページをお願いいたします。２款、１項、農業集落排水事業及び施設管理事業につきましては、コロナウイルス感染症により機器の確保に不測の日数を要したことにより、年度内に事業の完了が困難になったことに伴いまして、記載の事業につきまして、総額 734 万 8,000 円を繰り越すものでございます。令和３年度庄原市農業集落排水事業特別会計補正予算、第４号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて議案第 82 号、令和３年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第１号を議題といたします。説明を求めます。下水道課長。

○田邊徹下水道課長　　続きまして、議案第82号、令和３年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第１号について御説明いたします。別冊の補正予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。歳出につきましては、事業の確定に伴う精算による減額のほか、２款、１項、１目、浄化槽市町村整備推進事業費4,023万8,000円の減額。こちら14節、工事請負費において、整備基数を70基から40基に減少したことによるものでございます。これらによりまして、８ページをお願いいたします。歳出の減少に伴いまして、１款、１項、１目、浄化槽市町村整備推進事業分担金、３款、１項、１目、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金、６款、１項、１目、一般会計繰入金、そして、めくっていただき10ページ最下段の９款、１項、１目、浄化槽市町村整備推進事業債を減額補正しております。７款、１項、１目、繰越金113万9,000円の増額は、令和２年度繰越額の確定による増額を、８款、１項、１目、雑入64万5,000円の増額は、消費税申告額の確定により還付金の増によるものでございます。令和３年度庄原市浄化槽整備事業特別会計補正予算、第１号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて議案第83号、令和３年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算、第１号を議題といたします。説明を求めます。総領支所長。

○清水勇人総領支所長　　続きまして、総領支所が所管いたします。議案第83号、令和３年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算、第１号について御説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。歳出でございますが、１款、１項、１目、一般管理費の一般管理経費につきましては、財産売払収入から一般会計繰入金への財源振替によるものでございます。３款、１項、１目、一般会計繰出金につきましては、当初見込んでおりました１区画分の財産売払収入分が分譲に至りませんでしたので、184万3,000円を減額計上するものでございます。また、財源としてその他に財産売払収入として見込んでおりましたが、同額を減額計上いたしております。庄原市宅地造成事業特別会計補正予算、第１号の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　これは前からの事案なのですけれど、売れる見込みがあって予算を組んでやっているのかどうかいうことをお聞きしたいと思います。

○五島誠委員長　　答弁。総領支所長。

○清水勇人総領支所長　　特別会計でしておりますのは７区画を分譲いたしまして、現在４区画売れております。予算計上は、この残り３区画が、基本的には完売するまでこういった特別会計で予算を上げるということになっておりますので、販売についてはいろいろと広報等をしておりますけれども、引き続き、販売に向けての努力をしてまいりたいと思っております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　いろいろと努力はしておられるのだと思いますけれども、この時期だけではなく、もう少しいろいろな場でいろいろなところにこういう物件があるということを市民の方に知らせる方法、市外にも知らせる方法を考えるべきではないかと思います。残っているところに対しては大変いろいろな条件もあるのだろうと思いますけれども、それなりの努力はする必要がある。数字を出すだけではなく、動く現実味のある政策に切りかえるべきではないかと思いますけれども、これについては、

いかがお考えでしょうか。

○五島誠委員長　　答弁。総領支所長。

○清水勇人総領支所長　　この件については毎年御指摘をいただいているところでございますが、イベント等があるときには、そこの中で広報をしていたのですけれども、昨年も申し上げましたが、コロナの関係でイベントができていないという現状がございます。住宅が近くにございましてそちらの入居者にも、こういったものがあるよというのは、パンフレット等配っておりますので、引き続きそういった努力はしてまいりたいと思っております。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて議案第84号、令和３年度庄原市水道事業会計補正予算、第１号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。水道課長。

○田邊徹水道課長　　水道課が所管いたします、議案第84号、令和３年度庄原市水道事業会計補正予算、第１号について御説明いたします。別冊補正予算書の 15 ページ予算説明書、補正をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、主に精算見込みにより関係予算を補正するものでございます。15 ページ中段、収益的支出の補正から御説明いたします。水道事業費用につきましては、2,562万2,000円の減額、営業費用、原水及び浄水費1,978万9,000円の減の主な要因でございますが、委託料につきましては、緩速ろ過池に遮光ボードを導入したことにより、藻の発生が減少し、ろ過砂の削り取り回数及び削りとったろ過砂の処分量の減少などの精算見込みのほか、入札減による減額。薬品費では、豪雨等による河川の濁りに対応するため、薬品購入量を前年度並みとしておりましたけれども、そこまでの濁りが発生しなかったことにより、生産減及び入札減による減額でございます。めくっていただきまして16ページ、配水及び給水費でございます。こちらの375万9,000円は精算見込みによる減、業務費537万1,000円、総係費581万3,000円の減額につきましては、人事異動に伴う職員人件費の整理及び精算見込みによるものでございます。17ページ、減価償却費497万4,000円の減額は、令和２年度建設改良費の実績の確定に伴う減額。資産減耗費838万5,000円の増額は、令和２年度繰越分の建設改良事業の固定資産の整理に伴い除却資産が増加したことによる増でございます。続きまして、営業外費用の消費税及び地方消費税572万2,000円の増額は、主に資本的支出の建設改良事業費の減少に伴い、課税支出が減少したことにより、納付消費税が増加したものでございます。15ページ上段にお戻りいただきまして、収益的収入の主な補正について説明いたします。水道事業収益の営業外収益、こちらにつきまして36万8,000円の減でございますが、精算見込みにより、他会計補助金の減、手数料につきましては、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。長期前受金戻入では、令和２年度繰越分の建設改良事業の固定資産の整理に伴いまして、長期前受金戻入を記載のとおり増額するものでございます。以上のことから、水道事業収益は36万8,000円減の11億2,392万8,000円。費用につきましては、10億6,366万6,000円となることから、税抜利益を3,082万5,000円となっているものでございます。続きまして、資本的収支の主な補正について説明いたします。18ページをお願いいたします。中段、資本的支出の建設改良費につきましては、8,044万6,000円の減額でございます。取水浄水設備費1,035万2,000円の減額は、布掛山浄水場の耐震設計業務委託の入札減によるもの。配水設備費6,582万6,000円の減額は、配水管の布設がえ工事において、関係機関の調整に時間を要したため、工期の確保が困難となり、翌年度に工事を繰り延べたこと及び入

札減によるものでございます。水道拡張費426万8,000円の減額は、令和４年度に実施予定の稲草浄水場の改造工事に係る設計業務委託の入札減によるものでございます。建設改良費の減額により、上段、資本的収入につきましては、企業債、国庫補助金をそれぞれ記載のとおり減額するものでございます。以上のことから、資本的収入は１億385万円減の４億9,277万1,000円、資本的支出は8,044万6,000円の８億6,304万3,000円となり、差引不足額３億7,027万2,000円となりますが、この不足額につきましては、補正予算第４条で補正いたします補填財源で対応するものでございます。令和３年度の庄原市水道事業会計補正予算、第１号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　15ページの説明の中で、委託料で苔の云々ということが出たのですが、これはどこの浄水場のことを言っておられるのか。

○五島誠委員長　　答弁。水道課長。

○田邊徹水道課長　　原水浄水の委託料の件でございます。こちらは緩速ろ過池でございますので、庄原、西城、高野、東城の４地域が緩速ろ過池を持っております。こちらに遮光ボードを入れたことによって、今の委託料が減額したということでございます。

○五島誠委員長　　他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第85号、令和３年度庄原市下水道事業会計補正予算、第１号を議題といたします。説明を求めます。下水道課長。

○田邊徹下水道課長　　下水道課が所管いたします議案第85号、令和３年度庄原市下水道事業会計補正予算、第１号について御説明いたします。別冊補正予算書の10ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、下水道事業費用の営業費用につきましては、4,161万8,000円の減額でございます。管渠費120万円から減価償却費177万9,000円までの減額は、経常経費の精算見込み及び事業の確定によるものでございます。資産減耗費2,883万8,000円の減額につきましては、東城浄化センターの長寿命化事業など、令和４年度に事業繰越実施としたことに伴いまして、除却資産が減少したことによるものでございます。営業外費用の消費税及び地方消費税1,178万2,000円の増額は、先ほどの資産減耗費と同様に、東城浄化センターの長寿命化事業などを令和４年度に繰越実施としたことに伴い、課税支出が減少したことによる消費税納付額の増によるものでございます。９ページを開いていただきまして、主、収益的収入の主な補正について御説明いたします。下水道事業収益の営業収益1,723万9,000円の減額は、下水道使用料において、主にコロナウイルス感染症の影響によるホテルなど大口需要者の使用水量の減のほか、酒類を提供する店舗の休業など合わせた使用水量の減による減収を調定見込みで計上したものでございます。営業外収益の長期前金戻入3,009万9,000円の減額につきましては、精算見込みによるものでございます。以上のことから、下水道事業収益は８億8,933万8,000円、下水道事業費用は８億8,748万2,000円となり、税抜利益は185万6,000円とするものでございます。続きまして、資本的支出の主な補正について御説明いたします。11ページをお願いいたします。中段の資本的支出建設改良費につきましては、2,295万円を減額するものでございます。その内訳といたしましては、管路建設改良費2,273万6,000円の減額は、工事請負費において、入札減及び新規宅地開発などに対応するための猶予解除分の管路整備工事の皆減によるものでございます。

建設改良費の減額に伴い、上段、資本的収入企業債2,320万円を減額するものでございます。負担金1,442万8,000の増額は、一般会計負担金につきまして、使用料収入の減や消費税納付額の増など各費用補正に伴う財源調整により、1,293万7,000円を増額したことによるものでございます。以上のことから資本的収入は、6億13万1,000円、資本的支出は6億547万7,000円となり、差引不足額は534万6,000円となるものでございます。この不足額につきましては、補正予算、第4条で補正いたします補填財源で対応するものでございます。令和3年度庄原市下水道事業会計補正予算、第1号につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第86号、令和3年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算、第3号を議題といたします。説明を求めます。西城市民病院事務長。

○惠木啓介西城市民病院事務長　　議案第86号、庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算、第3号について御説明申し上げます。7ページをお開きください。収益的収入でございます。収入において、1款、2項、2目、他会計補助金175万2,000円の増額は、国保健事業精算と感染症患者又は、感染の疑いのある患者を発熱外来において、診察に従事した医師、看護師に対する特殊勤務手当に係る新型コロナウイルス特殊勤務手当支給事業補助金の精算見込みでございます。3目、他会計負担金3,165万8,000円の追加は、高度医療と不採算地区病院の運営に要する交付税の増額によるものでございます。めくっていただきまして、8ページ収益的支出でございます。1款、1項、4目、減価償却費784万8,000円の増額は、令和2年度の医療用機械器具の減価償却費を追加するものでございます。9ページをごらんください。資本的支出、資本的収入でございます。上段の表、1款、1項、1目、他会計出資金370万1,000円の減額は、MRⅠ装置を初めとする医療機械器具の購入費が確定したことによる精算でございます。真ん中の表、1款、2項、1目、企業債の5,790万円の減額はMRⅠ装置及び薬剤分包機の購入額確定したことによる精算でございます。下段の表、1款、3項、1目、他会計補助金133万8,000円の減額は、MRⅠ装置電動メス等補助対象となる医療用機械器具の国庫補助金の精算でございます。めくっていただきまして、10ページでございます。資本的支出では、1款、1項、1目、固定資産購入費6,017万2,000円の減額は、説明欄にあります、MRⅠ装置から最下段、再来受付システムまで10品目の生産でございます。次に下段の表でございます。1款、2項、1目、企業債償還金は、493万3,000円を減額し精算するものでございます。議案第86号の説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認めます。続いて、議案第87号、令和3年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第1号を議題といたします。説明を求めます。比和支所長。

○森繁光晴比和支所長　　議案第87号、令和3年度庄原市比和財産区特別会計補正予算、第1号について説明をいたします。別冊の補正予算書を御覧ください。10ページ、11ページをお開きください。事業別明細書の歳出です。第2款、第1項、第1目の一般管理費につきまして、交付金を支出予定としておりました比和牛供養田植、比和やまびこ祭などの行事が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたので、170万円を減額計上するものでございます。同款、第3目の基金費につきま

しては、歳入の増額計上に伴い、歳入総額から必要経費充当を行った残額の522万9,000円を基金積立金として増額計上するものでございます。戻っていただき、８ページ、９ページをお開きください。歳入では、最下段の第４款、第１項、第１目の雑入につきましては、越原山団地分収造林収益分収金として、森林研究整備機構と分収造林契約を結んでおります越原山というところに作業道を開設した際の支障木の売り払い収入と、アサヒの森環境保全事務所と森林保全管理委託契約を締結しております大谷山の保育間伐におきまして、杉、ヒノキの間伐材を出荷し、経費等を差し引いた決算見込額を雑入として増額計上するものでございます。これに伴って、最上段の第２款、第１項、第１目の比和財産区基金繰入金につきましては、全額の601万円を減額計上するものでございます。説明は以上でございます。

○五島誠委員長　　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　なしと認め、質疑を終結いたします。この際、暫時休憩をいたします。再開は午後２時30分といたします。

午後２時23分　　休　憩

－－－

た。次に、議案第76号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第77号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第78号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第79号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第80号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第81号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第82号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第83号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 84 号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第85号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第86号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第87号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○五島誠委員長　　投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18人、賛成18人、反対なし。以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りいたします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五島誠委員長　　異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を散会いたします。ありがとうございました。

午後２時37分　　散　　会

－－－

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委　員　長